

平成20年第6回防府市議会定例会会議録（その5）

平成20年12月19日（金曜日）

議事日程

平成20年12月19日（金曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 一般質問
-

本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

出席議員（26名）

1番	安藤二郎君	2番	斉藤旭君
3番	山田耕治君	4番	河杉憲二君
5番	山根祐二君	6番	土井章君
7番	松村学君	8番	大田雄二郎君
9番	木村一彦君	10番	横田和雄君
11番	田中敏靖君	13番	田中健次君
14番	佐鹿博敏君	15番	弘中正俊君
16番	高砂朋子君	17番	今津誠一君
18番	青木明夫君	19番	重川恭年君
20番	伊藤央君	21番	原田洋介君
22番	三原昭治君	23番	藤本和久君
24番	久保玄爾君	25番	山下和明君
26番	中司実君	27番	行重延昭君

欠席議員（1名）

12番 山本久江君

説明のため出席した者

このたび、3期目の当選を果たすことができました、ここにおられる議員の方々もいろんな方々と会話をとられて、また、選挙活動されたと思いますけれども、特に私がこのたび3期目を迎えるに当たって感じたことは、地場企業は非常に疲弊していると。といいますのも、地元のものが地元でさばけない。地元の工事が地元で請け負えない。赤字でもやらにゃあいけんと、こういうふうなことを多々耳にいたしました。まさに、皆さんも集団催眠にかかってんじゃないかと思うぐらい、全く同じことを、ほとんどの方が言われていた。

こういう危機的な状況の中、このたびのマツダ関連の事件であります。非常に逼迫しておると思いますので、市としても財政が困難であると思いますけども、なくてもやらなきゃいけないときというのがあると思います。それは、まさに今じゃないか。その辺を御理解の上、質問をさせていただきたいと思います。それでは、始めます。

米国サブプライム住宅ローン問題に端を発した金融危機は、瞬く間に世界に波及し、我が国経済を脅かし、地方もその余波で経済危機に瀕しております。各種業界の取り巻く環境は、公共事業の大幅な削減による受注量の減少、競争入札による厳しい価格競争や資材の高騰、急激に冷え込む民間住宅と設備投資に加え、金融機関の融資姿勢厳格化による資金繰りの悪化など、多岐にわたる要因により企業の利益率が極端に落ち込む、いつまで続くのやら、全く先が見えない厳しい経営環境にあります。

本市においても、同様な厳しい事態にあり、さらに昨今、本市の根幹企業であるマツダも大規模なリストラと生産調整を余儀なくされたところであり、関連企業や地場中小企業に与える影響はここ数年はかり知れません。

このような危機的状況ゆえに、官工事に頼っている業界のウエイトもますます高くなり、今、地場企業が防府市行政に求めているのは、緊急的な地場の景気浮揚策、地元産業を優遇する支援策であります。

そのような中で本年9月12日に、国交省、総務省の初の緊急要請、安心実現のための緊急総合対策を発表し、地域の有力建設業者の倒産が全国で相次いでいることから、地域建設業の持続的な発展を図るため、予定価の事前公表の取りやめ、低入札価格調査基準の算定方式の改訂、工事の早期発注、請負代金の支払い手続きの迅速化、入札参加での適切な地域要件の設定、予定価格への最新実勢価格の反映、単品スライド条項の適切な実施などを通じ、国交省側は産業振興という視点が必要、発注者は考え方を考えてもらいたいとプレス発表したところであります。

また本年7月、二井山口県知事からも、公共工事の発注等について、県内建設業者に優先発注を基本に、可能な限り分離・分割発注による受注機会の確保、下請を必要とする

ものについては、県内業者への可能な限りの配慮、県内産資材の優先的活用について通達があったところです。

さて、最近の本市の建設工事等の契約状況はどうなっているのでしょうか。

平成17年度工事においては、市内業者33億円、準市内業者2,500万円、市外業者3億円、JV6億円。業務委託においては、市内4,300万円、準市内1,000万円、市外3,600万円。平成18年度工事は市内28億円、準市内5,000万円、市外7億円、JVなし。業務委託は市内7,000万円、準市内9,000万円、市外5,000万円。平成19年度工事は市内29億円、準市内3,000万円、市外2億円、JVなし。業務委託、市内5,000万円、準市内1億8,000万円、市外1億円であり、市外業者で落札している工事もかなりあり、業務委託においては、年々、準市外、市外業者のウエイトが増加しております。

一方、契約金額合計では、平成17年度から44億円、38億円、35億円と、金額は減少している状況になっています。

本年においては、新体育館建設、防災無線の設置工事等もあり、工事金額は78億円まで膨らんでいますが、市内41億円、市外プラスJVで36億円で、ほぼ50%を占め、JV施工については、下請、孫請は市外業者に偏っている。受注金額は絞られ、低価格による工事契約になるという業界の指摘もあるように、市内業者の受注のチャンスは狭き門であります。

また、市内業者の倒産件数も、平成17年から12件、5件、8件。本年については、現在3件ですが、年を越せない企業も数社出るのではという話もよく耳にいたします。

このような危機的状況を打破するためにも、地場産業振興策を市としても取り組まなければ地域経済は疲弊し、防府市は総合的な活力を損ない、このような負の循環がさらに未来に向かって、防府市の元気をどんどん奪っていくこととなります。

そこで、その処方せんを見出すべく、2点お尋ねいたします。

まず1点目として、防府商工会議所、各種業界から、適正価格の発注と地元の業者を極力活用してほしい。物品等の地元購入についても要望されていますが、その後、市としてどのように取り組まれたのか、お尋ねいたします。

次に、山口県議会の最終日、本日ですが、ふるさと産業振興条例を議員提案されるやに聞いておりますが、本市においても、地元の産業振興を進めていくために、条例の整備を行い、これをもとに市としても地場産業振興策を組織的に検証、対応できるよう、今後、地産地消を誘導する実行計画等の作成ができないか、お尋ねいたします。

以上、2点、壇上より質問を終わります。

副議長（安藤 二郎君） 松村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

まず、1点目の「商工会議所、各種業界から、極力、地元の業者の活用を要望されているが、その後、市として新たな取り組みは」との御質問でございますが、御承知のとおり、最近の我が国の経済は、世界的な金融危機から、株安・円高傾向が続いておりまして、先行きに対する警戒感や不安感が広がりを見せるなど、大変厳しい状況が続いております。市内の事業所におきまして、経営環境は一段と厳しさを増しており、一刻も早い景気の回復が望まれているところでございます。

このような状況の中で、市及び商工会議所は、地域の活力を取り戻すため、「みんなで元気な防府市をつくろう」をキャッチフレーズに、地元産品の愛用運動や市内共通商品券を発行するなど、「バイ防府運動」にも積極的に取り組んでおります。

さらに、市内の事業所が物品の購入や工事の発注等を行う場合に、市内の事業所を利用すれば、お互いの事業所が元気になり、地域経済の活性化にもつながっていくものと考えております。

こうした取り組みの中で、市といたしましては、本年も12月初旬に商工会議所と連携して、市内にある214の事業所並びに113の公共施設等に対しまして、「物品購入、工事発注等の市内業者への優先発注について」のお願いをしてきているところでございます。

その内容につきましては、工事発注における地元優先、物品購入における地元優先、各種会合、旅行等における地元優先、贈答品、記念品等の地元購入、工事、購入代金等の短期決済、市内共通商品券の購入、忘年会、新年会、歓迎会等の地元飲食店利用となっております。

一方、議員御指摘のとおり、今、地場企業が防府市行政に求めておられるのは、緊急的な地場の景気浮揚策、地元産業を優遇する支援策でございます。このたびのマツダ防府工場の雇用調整につきましても、12月15日に「防府市マツダ関連対策本部」を設置し、離職者及び関係事業所への支援に早急に取り組んでいるところでございます。

市といたしましては、公共工事の発注はもちろんのこと、市内の産業振興に資するよう、市内業者の積極的な活用を図ることといたしております。

その内容といたしましては、市内における公共工事等に伴う業者選定は、「防府市建設工事等請負業者選定事務要綱」に基づき、入札参加資格の認定を受けている業者の中から、工事等の種類や規模ごとに行っております。

原則といたしまして、まず市内に主たる営業所を有している者 市内業者でございますが、の中から選定し、市内業者では施工が困難な特殊工事や大規模な工事等の場合には、市内に営業所を有する市外業者、さらに市外の業者の順で指名し、地域要件を設定しているところであります。

発注に際しましては、工事の種類や内容等から分離発注が可能で、妥当性があるものについては、分離発注としております。さらに、規模が大きく技術面等から共同請負により施工することが適当であると判断されるものにつきましては、「防府市建設工事共同企業体取扱要綱」に基づき、市内業者を構成員とする共同企業体への発注としております。

また、落札業者に対しましては、資材の調達等について、市内産資材の購入及び市内取扱業者からの購入に努めること、工事の下請に際しては市内建設業者の活用に努めることを入札条件や指示事項等により、強く要請しているところであります。

なお、低入札への対応につきましては、本年4月及び8月の2度にわたり調査基準価格の引き上げを実施いたしました。

次に、市が発注する物品調達等に伴う業者選定につきましては、「防府市物品調達等に係る指名競争入札及び見積参加業者選定要綱」に基づき、入札参加資格の承認を受けている業者の中から、物品の種類や金額ごとに、入札等に参加する業者を選定しているところでございます。

業者の選定に当たりましては、地場産業及び市内中小企業の育成の観点から、工事の場合と同様に、市内業者、準市内業者、市外業者の順に参加させることとしており、できる限り市内業者を優先指名し、地元業者からの購入に努めているところでございます。

なお、購入代金等の決済につきましては、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」の規定に基づき、適正な執行に努めております。

次に、2点目の「地産地消に向けた条例の整備を行い、極力地元活用できるよう、市としても組織的に更に検証し、対応すべきではないか」という御質問にお答えいたします。

議員も御発言のとおり、山口県ではこの12月県議会において、「山口県ふるさと産業振興条例」が議員提案で上程されるとのことでございます。この条例は、地産地消を推進し、ふるさとの産業振興について基本理念を定め、活力ある地域経済社会の形成及び県民生活の向上に寄与することを目的として制定されると聞き及んでおります。

その基本施策の主なものとしては、中小企業の育成、支援を図ること。県産資材を活用した新商品の開発と販路の拡大を図ること。県産品のブランド化を促進するとともに、伝統工芸の技術の伝承・発展を図ること。県産農林水産物の加工食品、外食、学校給食等への利用拡大を図ること。県内事業者の受注機会の確保や県産品の活用を図ることなどと

なっております。

市といたしましては、現在、山口・防府地域地場産業振興センターを核として、やまぐち産業振興財団や防府商工会議所と連携しながら、地域資源を活用した新商品・新技術の開発、販路拡大の促進をはじめとして、伝統工芸の技術の伝承・発展を図るなど、地場産業の振興を支援しております。

地産地消への取り組みにつきましては、現在、学校給食での米飯に100%防府産の「ヒノヒカリ」を使用するとともに、タマネギをはじめ、可能な限り地元産の野菜を使用しております。

また、地元農水産物の消費拡大に向けて、地産地消レシピを開発し、市広報やホームページに掲載するとともに、FMわっしょいや山口ケーブルテレビなどのマスコミにも職員が出演し、啓発活動を実施しているところでございます。

さらに、山口農林事務所、防府とくち農業協同組合など関係機関と連携し、地元農産物のPRや消費者とのネットワークづくり、地元農水産物の販売店や食材利用飲食店を紹介するなど、さまざまな活動を推進しているところでございます。

今後関係機関と連携を図りながら、現行施策の推進・浸透を図るとともに、地場産業の振興策を組織的に検証・実行してまいりたいと考えております。

条例の制定につきましては、県条例や先進市の状況を調査し、本市における実効性や内容等について研究してまいりたいと存じます。

以上、御答弁申し上げます。

副議長（安藤 二郎君） 松村議員。

7番（松村 学君） ありがとうございます。

まず、適正価格の発注の視点で、ちょっと再質問させていただきます。

先ほども壇上で述べたように、国交省、総務省のほうから緊急要請ということで、安心実現のための緊急総合対策、こういったものが発表されております。この中に、指導を受けていると思うんですけども、予定価の事前公表というのは、採算性を無視した過度の低価格競争をもたらしている。工事品質の低下や不良不適格業者の参入の原因となる、こういうような指摘があります。

ということで、全国でも実は都道府県でも2割、全自治体でも4割程度、今、事前公表の取りやめというような方向の動きがありますけども、こういったものについて、市としても検討すべきと思うんですけど、いかがでしょうか。

副議長（安藤 二郎君） 入札検査室長。

入札検査室長（安田 節夫君） 予定価格の事前公表の廃止をどう考えるか、どう取り

組むかという御質問と思いますが、防府市では、平成17年度より予定価格の事前公表実施要領、これを制定し、不正な入札の抑止や工事の積算等の妥当性に資することを目的に、設計金額が1,000万円以上の工事等について実施してきたものでございます。

その後も低価格の入札が多発しておりまして、公共工事の品質の低下とかいうものが懸念されているところで、県におきましては、今年の8月から10月の間、各土木建築事務所ごとに10件程度、予定価格の事後公表の試行を行って、予定価格の事前公表と低価格との関連について調査・検討を行っておるといところでございます。

防府市においても、低価格の入札が多発している状態の中で、議員、御指摘のように何らかの対策が必要と考えております。県が行うこの調査・検討の結果等も参考にしまして、今後、事前公表の廃止につきましても検討していきたいと考えております。

副議長（安藤 二郎君） 7番、松村議員。

7番（松村 学君） ありがとうございます。

県のほうによれば、3月ぐらいには大体何かまとまりがあるんじゃないかと、こういうふうなことも言われておりました。

また、私としては、また連動して10件程度ぐらい、実際同程度のような工事、同コストの工事というのはあると思うんで、それを市としても、やっぱり検証すべきだと思うんです。やっぱり地域性とかいろんな問題もあると思うんで、そういった意味では、県ほどかんとできないかもしれませんが、そういったこともやりながら、やはり全国的にもそういうような流れにあるみたいです。やはりそういった品質の問題、こういった問題をやはりクリアしていかないと、やはり最終的に市民に品質の悪いものを提供してしまうと、こういった問題もあるので、またそれがひいては今の景気といった、今の地場の景気の問題、こういったものにも左右してくるわけですから、ひとつ御検討ください。

もう一つは、今、言いましたけども、品確法によりますと、公共工事は原則として総合評価しなさいと、こういうことなんですけども、市として、今、総合評価方式がどれぐらい進んでいるのか、まず、その辺をお聞かせください。

副議長（安藤 二郎君） 入札検査室長。

入札検査室長（安田 節夫君） 総合評価方式の入札制度についてでございますが、公共工事の品質確保、これを目的にして、公共工事の品質確保の促進に関する法律が平成17年度に施行されまして、品確法の基本理念であります公共工事の品質の確保をするために、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも配慮し、価格と品質が総合的に優れた内容の契約がされることとされております。

防府市においても、ことしの8月から特別簡易型の総合評価方式を導入しております。

試験的に導入をしております。今現在、2つの工事について実施をしております。

副議長（安藤 二郎君） 7番、松村議員。

7番（松村 学君） これも県に聞いたんですけど、県は今、3,000万円以上の物件について、この総合評価方式によって入札されておるといことですけど、来年は全部にまで及んで、この総合評価方式でやっていきたいと、こういうことみたいです。

今、いろんな市でもこれをやって、一部、まだ町でもやられていないところもあるようですが、ただやはり、こういったもの、市としても早期に導入していけるような、やはり検討というのをしていただきたいなと思います。

もしお考えがあるんなら、大体いつ時期ぐらいまでには、こういう総合評価方式導入していきたい、年次的に何%までやっていきたい、何年後には80%ぐらいは達成したい、そういったのがあるのであれば、ちょっと教えていただきたいなと思います。

副議長（安藤 二郎君） 入札検査室長。

入札検査室長（安田 節夫君） この制度については、先ほど申しましたように、今年の8月から特別簡易型ということで導入をしておりますが、今年度は、もう1件の工事を予定はしております。それで、もう1年程度は試行を行って、どういう結果が出るか、それも考えながら、随時広げるべきかも判断していきたいと思っております。

副議長（安藤 二郎君） 7番、松村議員。

7番（松村 学君） ありがとうございます。

できるだけ目標意識をもって、なるべく早目にやっていただきたいなと。そうすることが、いろんな業界の方々の話もすると、総合評価方式でやっぱり入札していただくと、一番公平性もある、またきちっと正しい値段が出てくる、そういう中で戦いができる、というような話でもありまして、ぜひ、なるべく早目に手を打っていただきたいなと思います。

それで、全国の建設業協会の本年の7月から9月期までの倒産状況調査によりますと、大きな受注減少による原因ということで、70%程度、これが、この理由によって倒産に追い込まれたと。防府でも同じような状況があるんじゃないかと思うんですけども、今の地元の景気浮揚策、喫緊の課題だと、こういうことをおっしゃいましたけど、今、先ほど私も壇上ではじめに言ったんですが、今こそ財政出動による地元の内需拡大、可能な限りの公共工事を前倒し発注すべきじゃないかなと。そういうことによって地元の経済に今刺激を与える時期に来ておるのではないかと、こう思うんですけど、その辺についてどうでしょうか。

副議長（安藤 二郎君） 副市長。

副市長（嘉村 悦男君） 前倒し発注ということになりますと、その財源が要りますので、今のところ、じゃあことしの補正予算等、まだお諮りしておりませんが、国の動きを見てみますと、1月5日から第二次の補正予算等々が審議されるということで、また規模も大きいようなマスコミ報道であります。

したがって、これらの動きで地方においても、財源的な手当等々がありまして、交付金の追加内示等々が来るようであれば、まだ内容はわかりませんが、そういう景気浮揚対策といったものが国のほうで今から審議されるというような状況かと思えます。

また、きょうの新聞を見てみますと、県においては公共事業の前倒し発注の指示をしたいとかいうようなことも出ております。

したがって、早晩、第二次補正の内容等々が決まれば、ある程度防府市の交付金の内容等、あるいは交付税措置等の内容等が決まってくるんじゃないかなと。そうなった場合につきましては、また来年になりまして、1月の終わりなんでしょうか、2月になるんでしょうか、その辺はわかりませんが、また補正予算について、また臨時議会等もお願いするようになるかもしれません。そういった対応が今考え、想定できるものかなというふうに思っております。

副議長（安藤 二郎君） 7番、松村議員。

7番（松村 学君） やはり、今、本当、確かに防府市の財政状況が非常にあまりよろしくないというのは私もわかっております。ただ、要るときは要ると。やっぱりここは勇気をもって決断しなきゃいけないと思うんです。ないときにたまたまこう重なってしまった。いいときだったら出せたかもしれない、そういうんじゃないで、悪くても出さなきゃいけないときがあるわけで、それをやはり市としても英断を、やはりこれは下していかんにかいけんのやないかなと思います。

といいますのは、やっぱり市の経済が悪くなるということは、将来的に市の財政にも大きく影響してくると。失業者対策やら何やらいろんな、倒産防止とか、いろんなところにまた予算が取られるわけですね。そんことを考えますと、今、ひょっとしたら、大きいお金だけど、逆に将来に向けたら少ない投資かもしれません。そういった先を見据えた財政投資、そういったものをやはりやっていただきたいなと。

かつて、大恐慌からアメリカを立て直したルーズベルトがニューディール政策というのを打ち出しました。ニューディールというのは新しい分配という意味です。今、防府市は、今、新しい分配を業界は求めている、私はそう思っております。

ぜひ、そういう英断を来年あたり、できるだけやはり市としてもやっぱり気持ちを示

さんにゃいけない。こういうことで、ひとつ御理解していただきたい、要望いたしておきます。

もう一つは、次、先ほども言われましたが、今の市の入札条件、指示事項に下請は極力市内業者を活用、市内で資材調達するよう、こういうふうに記載されておるんですけども、実際、これは義務的なものであって、あまり強要もできない、難しいところなんですけど、これは私も十分理解しておりますけど、実際今までの、こういったいろんなJV工事業や市外の工事、市内についてもでしょうけど、こういう指示事項に沿って地元の業者が大体、実際そういう請負が発生しておるのかどうか、その辺の状況についてちょっとお尋ねします。

副議長（安藤 二郎君） 入札検査室長。

入札検査室長（安田 節夫君） 市内業者、市内産品の活用についてということで、入札時点の入札条件、入札指示事項の中に、そういう資材の調達に当たっては、市内産の資材を使うこととか、購入についても市内取扱業者からの購入に努めることという指示事項、それから下請人についても、極力市内の建設業者を活用することという指示をしております。そういう指示をした中で、資材については、使用材料の承認願いというものを市のほうに請負業者から出していただいております、これは建設業法の中にもありますように、承認を受けることということになっておりますので、それは提出していただく。

それから下請人につきましても、下請届を下請工事の着手前までに提出するという条件を付けておりますので、そういう中で下請等の手続きをされております。それで、そういう届けが出てきた時点で、例えば市外業者が下請に入っておるとい、使うというようなことが出てくれば、それは市内の業者でお願いできんでしょうかというようなお願いはしております。

これは、お願いの範疇を越えて強制するということは、これはまた公正取引委員会等の見解も出ておりますんで、強制はできませんが、その範囲の中でお願いをしておるところでございます。

副議長（安藤 二郎君） 7番、松村議員。

7番（松村 学君） ちょっと聞きたかったのは、室長の大体感覚的なものでいいんですけど、実際、そういう工事が発注されたときに、地元の下請業者というのは、大体どれぐらいは入っておる、何%、今までの発注量の中で、大体地元の業者、どれぐらい使われているのか、そういう話を聞きたいんですけど、大体感覚でいいんですけど。

副議長（安藤 二郎君） 入札検査室長。

入札検査室長（安田 節夫君） 正確には把握しておりませんが、例えば、新体育館で

下請業者がどの程度出ているかということでございますけど、JVで2者の市内業者が入っておりますが、下請で、建築主体でいきますと、市内業者全体、下請業者が今現在、11月末現在ぐらいで18者出ております。その中で、市内業者が7者、それから下請の次に二次下請というのがございます。それでいきますと、全体が21者、そのうちの7者が市内の業者というような割合でございます。

副議長（安藤 二郎君） 7番、松村議員。

7番（松村 学君） ぜひ、これからも報告……いいですか。これからは、全体的にぜひ把握してほしいと思うんですよ。といいますのが、市のほうに届け出をするわけですよ。そのときに市として、わかるわけですし、向こうもやはりゼロということで報告するというのは、やはりいろんな形で、人間ですから、やはりまずいと思うんじゃないかなと思うんです。そういった意味では、一次だけじゃなくて、二次、三次とか、そういった体系図、そういったものとか、ぜひ届け出をするようにしていただいたら、全体的に、特に一番泣くのが孫請、ひ孫請、こういった業界、で、こういったものが大体地元でたたかれておる、赤字でもやらにゃいけん、こういうふうに、泣いとるわけです。

そういった意味合いも兼ねますと、全体的に届け出をしてもらうようなぐらいは、それは合法じゃないかなと思うんですけど、別に使ってくれて言っているわけじゃないですから、ちょっと御検討していただきたいなと思います。よろしく申し上げます。いいですか。いや、いいですよ、答弁は。

物販の関係についてですが、最近、給食の食材発注についても、市内業者で入札がようやく最近行われたということで、何か10%ぐらい、地産地消率も上がったということを聞いております。いいことだなと思うんですけど、備品等についても先ほど壇上で市長、申されたように、市内業者が、とにかく市内業者で入札が組めるように、なるべく御配慮していただきたいなと思います。

先ほどもありましたけど、商工会議所でもやられている防府市内の共通商品券、プレミアム商品券の販売というのを12月1日にされて、25分で1,000セットが完売したと、こういうことでございます。平成11年から現在まで3億9,000万円の売り上げをされているということで、ただ、ここ、この共通券の発行というのは、偽装防止というんですかね、疑似防止。要はちょっと入れておるみたいですね、そういったにせ発券されないようにですね。1枚25円ぐらいかかるそうで、結局1万枚刷ったら25万円かかる。これを自前でやられているそうでございます。

熊本の菊池市、これが同じようなことをされていまして、1枚が500円で11枚セットで5,000円、だから1枚500円分はサービスということですね。これをやられて

いるらしいんですが、その差額の500円、先ほどサービスの500円、ここは市のほうが助成されているそうです。

ぜひ、これいいことだなと思いますし、地元の経済の流通を循環させていく意味では、こういう共通商品券というのはいい方策だなと思いますが、そういったところで、防府市でも今11枚セット1万円、だから1,000円ほどサービス、こういうことでございますけど、ぜひ、こういった印刷費、またはそういったサービスの部分のところ、これ、全部とは言いませんけど、やはり防府市としても助成をして、こういう「バイ防府運動」に防府市も積極的にかかわっていくべきじゃないか、こういうふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

副議長（安藤 二郎君） 市長。

市長（松浦 正人君） 国においても定額給付金の支給について、そのうち結論が出て、私どものほうにも正式な事務連絡が入ってくると、このようにも思っております。その時期がいつの時期なのか、あるいはいろいろなタイミングというものも十分考えて、先般、商工会議所でなされた地域券が瞬く間に1,000万円分売れたということも聞いております。景気浮揚の一助になると考えておりますので、ぜひ、新年度の当初、それが断行できればいいなと私も考えておったところでございますので、またしっかり前向きに取り組んでいきたいと思っております。

副議長（安藤 二郎君） 7番、松村議員。

7番（松村 学君） ありがとうございます。ぜひとも、市長さんのその思いで実行していただきたいなと思います。応援いたしております。

最後になりますけど、今、条例の整備ということでお話しさせていただきましたが、先にちょっとお聞きしておきたいんですけども、今、低落札が続いておりますけども、市として、こういう状況というのはどういうふうに受けとめていらっしゃるのか。正直、差金も出ますから、市としてもありがたい話だとか、逆に品質がいいか悪いかわからんし不安だな、マイナス要件もあるなとか、そういったところの、実際、そういう低落札で、実際発注をしているわけですけども、その辺についてちょっとどう思うか、ちょっとお考えをお尋ねいたします。

副議長（安藤 二郎君） 副市長。

副市長（嘉村 悦男君） 過度な低落札というのは、品質の低下とかといったものを招くおそれもある。あるいは会社といったもの、会社はやはり技術の養成とか、そういった工事には直接関係ない一般管理費も必要となるわけでございますね。ですから、私は、事あるごとに、業界の方とお会いしたときには、適正な競争をお願いしますよといったこと

を申し上げております。

それで、そこでここ数年のその傾向がやまないということ等もありまして、県と連動しまして、この4月から低入札調査基準価格を上げる、また8月にもその基準価格を上げるといったことで、いわゆる入札価格の、いわゆる下のレベルを上げてきて、行政もそれなりの対応をさせていただいておるとい状況であります。

副議長（安藤 二郎君） 7番、松村議員。

7番（松村 学君） わかりました。ぜひ、要望しておきますけども、条例を今回、県がつくられるということで、非常に今から地産地消、またこういった今の入札に関する仕組み、こういったものもかなり配慮が進むんじゃないかなと思います。

ちょっとある国会議員さんの質問をまとめたんですけど、これをちょっと述べさせてもらって終わりにしたいなと思いますけども。

ほとんどの発注者は、自治法の原理原則に基づくやり方が最善と思っている。競争していっぱい安くしないと。地場経済が右肩上がりなら、この原理原則で問題ないんですが、右肩下がりですとどんどん仕事が減っていく中で、安いほどいいよで地場経済にとってよいか。皆さんが業者だったらどう思いますか。でも、つぶしたくないし、取らないと経営審査の点数が下がる、ランクも下がる、だから赤字近くても仕事を取らざるを得ない。発注者は、税金使ったから、3割、4割安いほどいい。発注者はいいことをしているんだと思う。市内業者に実績がないからすぐ市外業者に。JVで経験積ましている、安易に市外業者に頼っていませんか。ぼろもうけさせる必要はないけど、それなりの利益がなかったら会社なんてやっているわけないですね。会社がどんどん倒れれば、市としてもいろんな対策をしなければならぬ。税収も落ち込む。市も、市内業者も長い目で見れば運命共同体ですよ。

だからこそ、地場企業に利益ができる仕組み、なるべく地元優先に持っていく実行計画、基準、こういったものをつくってほしい、こういうことでございます。

以上で、質問を終わらせていただきたいと思います。

副議長（安藤 二郎君） 以上で、7番、松村議員の質問を終わります。

副議長（安藤 二郎君） 次は、13番、田中健次議員。

〔13番 田中 健次君 登壇〕

13番（田中 健次君） それでは、通告に従って質問いたします。

最初の質問は、クリーンセンター整備運営事業についてであります。

防府市クリーンセンター整備運営事業については、公募型プロポーザル方式により、民

間業者の選定を進めてきましたが、市議会改選前の10月臨時議会で募集手続きを中止するとの市長行政報告がされました。

その理由については、応募のあった1件については、バイオガス化施設がそれまでの応募業者との対話と比べて大幅に変更されており、公募上の基本的な要件に反している以上、今回の募集手続きは中止せざるを得ないというものでした。

メタン発酵、バイオガスという言葉は、クリーンセンター整備において、2006年（平成18年）11月の教育民生委員会所管事務調査で、メタン化施設、バイオガスの言葉が初めて出され、2007年（平成19年）2月の教育民生委員会所管事務調査では、可燃ごみ180トンのうち、70トン进行メタン発酵で処理するとの考えが示されました。

私は、直後の2007年（平成19年）3月議会で、メタン発酵処理は実績が少なく、技術的に懸念があることを述べました。

これに対し、市は答弁で、「メタン発酵に関する基幹的な技術力は確保されたものと判断し、さらに新しい技術に対して懸念される分につきましては、本市が提示する要求水準によって技術力を担保した上でメーカーにその性能を保証させることなど、PFI方式による事業推進のメリットを生かすことによって克服する」と述べられました。

その後、今年2月の所管事務調査では、市の実施方針・要求水準書（案）の公表に対して、15企業からの質問がされたと聞き、多くの企業が応募への意欲を持っているようであり、順調に進むのかと考えていました。しかし、その後、4月には4グループのみの応募であるとの報告が、市から議員に配付され、5月には1グループが指名停止による参加資格喪失、最終的に9月に応募したのは1グループだけで、残り2グループは辞退するという経緯がこの間にあります。

こうしてみると、結果として一昨年3月議会での私の懸念が当たってしまったということになります。私は、メタン発酵技術への過信、PFI方式への過信が市にあったのではないかと考えていますが、早期に今後どうするかの方針を明らかにし、事業を進めていかななくてはならないと思います。

そこで、次の点について、市のお考えをお伺いいたします。

第1は、募集手続きが中止になったことを、市はどう総括されているのか、お伺いいたします。

第2は、今後はどういう方針で進められるのかについてお伺いをいたします。

2番目の大きな質問は、小学校給食の民間委託についてであります。

小学校給食の民間委託は、華城小学校、中関小学校で、この2学期から始まりました。また、来年の4月から松崎小学校、新田小学校で民間委託を実施するため、保護者への説

明会なども開かれています。しかし、新たに疑問に感ずることが出てきており、お尋ねいたします。

第1は、業務委託校では要求水準に定めてあるドライ運用が守られていないようですが、どう対処するのかをお伺いいたします。

10月21日、臨時市議会終了後に開かれた、教育民生委員会の所管事務調査で、給食調理の業務委託した様子を教育委員会が撮られたビデオを見せていただきました。見て気がついたことの1つ目は、ドライ運用で実施するはずであるのに、ウエットで使うようなゴムエプロンをしていること。2つ目は、あえもの用にゆでた野菜を冷やすのに、回転釜から水をあふれさせる形で行っており、これでは床をぬらすことになり、ドライ運用とは言えないのではないかということでもあります。

業務委託の要求水準書では、「業務に当たっては、ドライ運用方式で実施する」と明記されています。所管事務調査の際の私の質問に対する答弁では、業者に改善を求めているが、まだできていないとの内容でした。

その後、1カ月以上経過しますが改善はされているのか。市はどう対処したのか、お伺いいたします。

第2は、業務委託校では、学校栄養職員と委託先従事者が混在して作業しており、偽装請負状態になると思われますが、どう対処するのかということについてお伺いいたします。

先ほどの教育委員会が撮られたビデオを見せていただいて気がついたことのもう一つは、学校栄養職員と業務委託先従事者が混在して作業しており、偽装請負状態に該当するのではないかとということです。

納入業者からの食材の検収は、学校栄養職員と委託先従事者が協力して行っているようにしか見えません。要求水準書の業務分担では、検収業務は市・学校の業務となっていますが、学校栄養職員が委託先従事者に補助してもらって食材の検収をしているのは問題があるのではないのでしょうか。これについて、教育委員会はどう対処されるのか、お伺いいたします。

第3は、来年度委託予定校での保護者への説明は、十分に行われていないように思われますが、どう考えているのかお伺いをいたします。

新田小学校では10月3日に、授業参観後の教育講演会の場をかりて保護者に説明され、また松崎小学校では、10月2日にPTA役員会でPTA理事に説明をされ、11月6日に保護者と教員に説明をされたと聞いています。しかし、9月議会で議論となった華城・中関小学校に配置した管理栄養士を、松崎・新田小学校では配置を求めないというこ

とを説明しておりません。教育民生委員会所管事務調査の際と同じ華城小学校のビデオを見せて、同じ形で来年4月から松崎・新田小学校で実施したいとの説明であったというふうに聞いております。

6月議会の答弁で教育委員会が、華城・中関小学校の要求水準書の中で、重点を置いた2点としているうちの1つは、この管理栄養士の配置であり、9月議会ではこれを変更することを述べられています。きちんと保護者に説明をすべきではないでしょうか。

もっとも松崎小学校の2回目の説明会では、議会を傍聴された保護者からこの問題を尋ねられ、学校の規模で差をつけるのは納得がいかないと保護者が怒っていると聞いております。

議会で議論された重点を置いた場所の変更は、保護者にも当然説明すべきではないかと思いますが、どう考えておるのか、お伺いいたします。

第4は、管理栄養士配置有無の基準は、どういう根拠で定められたのか、再度お聞きいたします。

これについては、9月議会の一般質問でお尋ねしましたが、時間が足りなかったため、関連の補正予算が提案されていたため、委員会で詳しく尋ねました。その際に、750食で線引きしたのは、健康増進法で同一メニューであれば、1回300食の場合に750食が適用されるとの山口県防府健康福祉センターの見解が紹介されました。私はもし仮に線引きをするのであれば、300食ですべきであり、どう考えてもなぜ750食が適用になるのか理解できないので、健康福祉センターで尋ねました。1回300食、1日750食については、学校給食は昼食だけだから1回300食だけを考えればよいとの健康福祉センターの説明で、これが山口県の見解ということでありました。9月議会での教育委員会の説明とは全く異なる内容であります。

そこで改めて管理栄養士配置有無の基準はどういう根拠で決められたのか、お伺いをいたします。

以上で、壇上での質問を終わります。

副議長（安藤 二郎君） 13番、田中健次議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からはクリーンセンター整備・運営事業についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の御質問の募集手続きの中止に係る総括についてでございますが、これにつきましては、目下、副市長を会長とする防府市廃棄物処理施設建設協議会におきまして、

議員から御指摘のありました民間事業者とのリスク分担の設定をはじめ、技術・財務・契約の各側面から事業条件を詳細に検証しているところでございます。

この中で事業推進の手法といたしましては、民間事業者の経営能力、技術的能力の活用を通じ、設計・施工・運営の各業務を包括的に委託することにより、長期にわたる施設の性能が保証されるとともに、公共サービスを効率化することができる手法として、PFIを原則として進めてまいりたいと存じているところであります。

その上で、従前の要求水準書と契約条項において、コストアップに結びついたおそれのある事業条件については、募集手続き中に応募者との間で行った質問・回答をもとに、その要因の精査を進めているところでございます。

今後は、審査委員会の委員をお願いしております学識経験者の御意見をいただきながら、こうした検証内容を必要に応じて要求水準書に反映するなど、事業条件を見直してまいりたいと考えております。

次に、2点目の今後の方針についてのお尋ねでございますが、御承知のとおり、ごみ処理施設は市民生活に欠くことのできない重要な都市施設でありますことから、先ほど申し上げました検証作業を十分かつ慎重に行い、再度の募集手続きに入りたいと考えております。

なお、このたびの募集手続きの中止に伴い、着工は当初の計画よりも1年程度おくれる状況にあらうかと存じますが、新施設の供用開始までの間は、現施設の補修強化により維持し、延命化を図ってまいりたいと考えております。

残余の御質問につきましては、教育次長より答弁いたします。

副議長（安藤 二郎君） 13番、田中健次議員。

13番（田中 健次君） 10月21日に臨時議会で報告ですから、あるいはその前、10月22日に市のホームページに出た文書だと、10月16日付の文書で募集の手続きを中止するということになっております。そういうことで、10月16日ということから考えれば、もう2カ月、たっているわけであります。そういう中で、もう少し踏み込んだ方針なり総括が聞かせていただけたらと思っただけですけれども、ちょっと抽象的な御答弁だったのが残念ですけれども。

それじゃあポイントとなるところを少しほど、再質問でお聞きをしたいと思うんですが、いわゆる循環型社会形成推進交付金制度、これが創設をされて、高効率原燃料回収施設として2分の1の交付金がいただけるという施設として、交付金が通常であれば3分の1だけども、バイオガスでやる場合にはごみ1トン当たり150ノルマル立米、それから1日当たり幾つというような形でそういう基準があったわけですが、そういった

からまず1つは、まだメタン発酵という、あるいはバイオガスということについて、そういうものを選択肢の中で残っておるのかどうかということが1つ。

それから、残っておればそういった2分の1交付金ということについてのこだわりがあるのかどうか。この点についてお伺いしたいと思います。

副議長（安藤 二郎君） 生活環境部長。

生活環境部長（古谷 友二君） バイオの施設、プラントでございますけれども、これが今の焼却施設の中で残っているかどうかということでございますが、今の建設協議会の中で話し合われている中では、非常に揺れ動いているという状況でございます。

その中で、技術的にはバイオの形というのはもう確立されていると。我々もいろいろと調査してまいりましたけれども、かなりというかもう完成に近いもので十分対応できるというふうに考えております。そのあたりが実際問題として、これを、バイオを入れたもので考えたほうがいいのか、焼却炉だけで進めたほうがいいのかという、今非常に論争になっておりまして、このあたりまだちょっと結論が出ていない状況でございます。

それから、今の交付金の話でございますけれども、やはり交付金というのも3分の1より2分の1のほうが良いというのは、我々としても考えておるところでございますが、全くこれを導入することについて、交付金を受けるということについては、よりよい方向ということ考えた場合には、これも1つの選択肢であろうというふうに考えるところでございます。

以上でございます。

副議長（安藤 二郎君） 13番、田中健次議員。

13番（田中 健次君） 私はもうメタン発酵とかバイオということはあきらめられたのかと思っておったんですが、まだ若干選択肢として残っておるといような御説明でした。

実は私、今、手に持っておりますのは、財団法人廃棄物研究財団のメタン発酵研究会というものが、平成17年度（2005年度）につくられて、そこが3カ年でメタン発酵についてまとめるというような作業がされております。メタン発酵情報資料集2006というのと2007が既に発行されております。これは、多分、環境省からの委託を受けたんだと思うんですが、こういうふうにこの本の前書きに書いてあります。

「平成17年度から環境省において、循環型社会形成推進交付金制度が創設され、150ノルマル立米/トン以上のバイオガスを回収するメタン発酵施設に対して、高効率原燃料回収施設として、2分の1の交付金が交付されるようになりました。このように、メタン発酵施設が今後より一層重要性を増すものでありますが、その一方で、約30社にも及ぶ

企業がメタン発酵処理を手掛けているものの、処理システムをはじめとする情報が広く一般に普及していない状況にあります。また、150ノルマル立米/トン以上のバイオガスを回収するためのシステムの検討等が必要とされています」と。

そういうことで、この研究会がつくられて、2006年度にこれに参加した15社のメタン発酵処理システムというものが、例えば整理をされたりしております。それから、2007年度では、メタン発酵処理にかかわる計画・整備・運転等における課題の抽出という形で、生ごみ・リサイクル・分別収集に関する調査とか、メタン発酵施設整備・運転に関する調査、バイオガス利用に関する調査、こういうものをするという形で、2007というのが発行されております。

2006というのは、平成18年4月に発行され、そして2007というのが、平成19年6月に発行されておるわけです。3年目は、どういうことをするかというと、メタン発酵処理実施が可能な条件等の検討をします。ある程度技術的なそういうものをまとめていくんだと。そういう形で、自治体だとか民間事業者が使えるような報告を出す。この2008の報告書が、当然もう10月ですから、私は5月か6月に出るかと思っていたんですが、いまだに出ておりません。これが高効率でいく場合のメタン発酵技術の現状ではないかというふうに心配をしておるわけです。

そもそもの経緯として、当初15者が質問をすると、防府市が募集要項、要求水準を発表したときに、15者がそれについて細かく問い合わせをして回答を求められると。しかし、4者しか応募がされなかったんですね。防府市の場合には、メタン発酵は焼却施設との組み合わせという形でとっておりますので、よそで既に多くやっているのは、焼却施設との組み合わせではなくて、大分県の日田市のように豚のふん尿を中心にやるだとか、そういうものが施設で、あとは堆肥として利用するというような形で、焼却施設の組み合わせというのは非常に少ないわけでありまして。少ないというのか、防府市がほとんど初めて実施施設という形でやるような形です。

焼却施設との組み合わせであれば、当然、乾式と湿式とある2つの処理方式のうち、乾式が有利になると。乾式が有利である、その乾式の技術を持っておるのが、この2006という資料では4者ほどあって、そのうちの3者が応募してきていると。そういう形の中で、あとの十何者は、これはうちでは難しいという形で、手を挙げた、手を下げたというか、万歳をしたというのが実情じゃないかと思えます。

そういう経緯の中で、今回のような形になったのであるので、メタン発酵というのは選択肢としては難しいんじゃないか。2分の1にこだわらなければ、3分の1の交付金でいいということであれば、メタン発酵というような冒険を冒すのじゃなくて、既存の焼却

技術でいくべきではないか、こういうふうに意見を申し上げて、この質問を終わりたいと思います。

副議長（安藤 二郎君） 教育次長。

教育次長（山邊 勇君） 学校給食の調理等一部業務委託につきましては、平成13年度から検討を開始し、平成18年9月から中学校給食を調理等一部業務委託のセンター方式で実施し、小学校給食においては、給食調理室をウエット方式からドライ方式、より簡便なドライ運用方式に改善し、平成20年9月から華城小学校と中関小学校で調理等一部業務委託による給食を開始したことは、議員御承知のとおりでございます。

華城小学校と中関小学校の給食調理等一部業務委託を行うに当たっては、安全でおいしい給食が安定して提供できるようにするため、2つの学校の調理等一部業務を委託する業者の選定基準を作成する際には、平成18年9月から調理等一部業務委託による中学校給食を実施してまいりました防府市学校給食センターでの経験と、先進他市の例も参考にいたしました。

このようにして策定した業者選定基準は、決して先進の他市と比較しても引けをとらない安全面に配慮した基準であると考えています。

このような基準で選定した業者で、調理等一部業務委託を開始し、その後、児童や教職員からのアンケート調査等も行い、より安全でおいしい給食調理が実施できるよう努力してまいりました。

このようにして、9月から開始した華城小学校の給食調理等一部業務委託の状況をビデオで撮影したテープをごらんいただきながら、教育民生委員会所管事務調査で委員の皆様にご説明を申し上げたところでございます。

それでは、華城小学校の給食調理等一部業務委託に関する御質問にお答えさせていただきますが、初日の小学校給食に関するお答えと、項目によっては重なるかもしれませんが、御了解をいただければと思います。

まずはじめに、調理作業中にドライ運用に適したエプロンが使用されていないのではないかとの質問でございますが、ドライ運用の施設での調理作業において使用するエプロンは、調理員が自分自身の服装がぬれないように心がけることから、水が散ったりこぼれたりすることも防げ、自然に床に水がこぼれにくくなると同時に、作業も丁寧になるため、布のエプロンにするよう、直ちに委託事業者を指導し、現在は布のエプロンで作業を行っております。

次に、回転釜で野菜のあえものを冷やす作業中、釜を傾けて水を流す際に、水が床に散って床がぬれていたとの御指摘でございますが、このことについては、一度に多くの水を

流さず、床の排水溝から水があふれないよう、注意して丁寧に作業するよう作業改善の指示を行っているところでございます。

ドライ方式の施設ではなく、ドライ運用ができるように改善をした施設であり、建物の床面積等の関係から、完全な施設に改善することは困難ですが、ドライ運用は調理員の意識を高めることや工夫することが大切であると言われておりますので、今後、作業方法や現在の施設で可能な改善方法等がありましたら、改善に努めてまいりたいと考えております。

2番目の御質問の給食調理室に食材が納入される際に、学校栄養職員と委託業者の調理員と一緒に作業しており、偽装請負の状態になっているのではないかとの御質問についてお答えします。

給食の食材が納入される際には、学校栄養職員が食材の品質・数量・食材の温度・包装状態等を確認し、委託業者に食材を引き渡すこととしております。これらの作業は、学校栄養職員が食材を確認するための検収室が手狭な関係で、学校栄養職員と業者の調理員が同じ部屋で作業することとなってしまいますが、食材の品質等の確認は、学校栄養職員が行い、確認後に業者の調理員に食材を引き渡すこととしており、これらの作業が同じ部屋で行われたとしても、明確に作業が誰の責任において行われ、どの時点で引き渡されたのか区別できるように意識して作業を行うよう指示をしておるところでございますが、さらに徹底していきたいと思っております。

今後とも、食材が納入される際の作業に限らず、調理作業過程においても、業務責任者を中心とした適正な業務が行われるように努めてまいります。

3番目の御質問の、新年度に調理業務等一部業務委託を計画している松崎小学校と新田小学校での保護者への説明が十分に行われていないのではないかについてお答えします。

新田小学校の保護者への説明会は、10月3日に授業参観後の教育講演会の場をお借りして、約150名の保護者を対象にリーフレットやパワーポイント及びVTR「華城小学校での実際の調理風景」で紹介しながら、小学校給食での調理等一部業務委託を説明させていただきました。

また、松崎小学校では、10月2日の午後から、PTA理事を対象に、11月6日には保護者会終了後、約40名の出席者に対して約1時間、新田小学校と同様の説明をさせていただきました。また、松崎小学校では、12月22日にも説明会を開催させていただくこととしております。

今までの説明会においては、華城小学校、中関小学校での説明会の経験により、御質問が多くあった内容等について説明させていただきましたが、今後とも、保護者や学校関係者をはじめ、議員の皆様の意見も参考にして、よりわかりやすく皆様に御理解いただける

説明会となるようにしていきたいと考えております。

最後に、管理栄養士を配置する基準の根拠についての御質問にお答えします。

学校給食の調理業務において、管理栄養士の配置が法的には義務づけられていませんが、防府市独自の基準で750食以上の調理施設に管理栄養士を配置することとしていることは、議員御案内のとおりでございます。

これについて、検討したことの1点目は、法律的には健康増進法第20条において、特定かつ多数の者に対して継続的に食事を提供する施設は、都道府県知事に届け出なければならないこととされており、学校教育施設はこの特定給食施設に該当します。

また、同法第21条において、特定給食施設のうち特別の栄養管理が必要な施設は、管理栄養士を置かなければならないと定めてあり、これに該当しない施設においても、管理栄養士を置くように努めなければならないことも定めてあります。

健康増進法で義務付けられていない管理栄養士を配置することとした経緯とその理由ですが、華城小学校と中関小学校の学校給食調理等一部業務委託を実施するに当たり、委託業者に求める基準である要求水準書による従業員の体制として、平成18年から調理等一部業務委託による給食調理を実施していた防府市学校給食センターの業務責任者を管理栄養士としていたことから、同様に小学校給食の場合も、業務責任者は管理栄養士といたしました。

2点目でございますが、実際に業者を募集したところ、説明会には7者が参加されましたが、結果的には応募は1者という結果でした。そこで、その理由を教育委員会で検討いたしました。業者から正式にはお聞きしていませんが、「管理栄養士で大量調理業務の経験、3年を有する従業員の採用が難しかった」ということも一つの要因のようでした。

3点目でございますが、教育委員会として、今後、安定した形で業者の募集・選定ができるようにすべきであると考え、改めて他市の募集要件の状況を調査したところ、「管理栄養士または栄養士もしくは調理師」が1自治体、「栄養士もしくは調理師」が8自治体、「調理師のみ」が2自治体という結果で、管理栄養士のみを指定している自治体はございませんでしたが、いずれの自治体も安全に安定した給食が提供されている状況でした。

4点目でございますが、管理栄養士の業務は、病院等の医学的管理を必要とする者に給食を提供する場合で、健康上特に栄養指導が必要な人に対する栄養の管理等を行うことが、本来求められている業務であることも改めて確認することができました。

5点目でございますが、仮に学校給食の調理業務が健康増進法第21条の適用を受けるとした場合の調理食数は、1日の調理数は750食以上が適用されるのか、または1回300食以上が適用されるのかについて、参考までに防府健康福祉センターに照会したところ、750

食以上が適用されるというふうにお聞きしました。

なお、この食数は、1回300食以上が正しいとのことでしたが、本市といたしましては、今後、安定した形で業者を募集し選定する場合に、食数によっては管理栄養士ではなく、栄養士を指定することに変更しても、安全面で十分に対応できると判断しました。

以上、5点のことを踏まえまして、教育委員会として総合的に判断し、業務委託に当たり管理栄養士を置く基準を独自に750食以上と定めたものでございます。

今後とも、安心・安全でおいしい学校給食が提供できるよう努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

副議長（安藤 二郎君） 13番、田中健次議員。

13番（田中 健次君） まず最初に、ドライ運用の問題ですけれども、ドライ運用というのは、水を制御するというか、落ちる水、こぼれる水を制御するというので、そういう意味でウエットのエプロンをしていれば当然そういった作業になるわけですね。我々が例えば日常生活で土足のまま上がれるところ、あるいは靴を脱いで上がれるところは床の状況が当然違って来るわけですね。同じ靴を脱いでも、スリッパを履いて上がるのと、素足で上がるところはやっぱり床の状態が違うわけですね。

そういう意味で、ウエットのエプロンをするということは、ちょっと私には信じ難いビデオだったわけですが、本来プロポーザルで衛生管理だとか、そういうことをきちっと作文を出してもらって、A4に1枚だったか2枚だったか知りませんが、そういう形で作文を出してもらって、それで審査をして、それで来た業者が、ウエットのエプロンをして来るというのは、これは選定の方法そのものが、問題があるというふうを考えざるを得ないような中身なんですね。

ドライ運用でやるということは、いわゆる細かなもの大前提としてドライ運用方式で実施するというので書いてあるわけですから、この辺については、選定のやり方そのものがまず非常に問題があるんじゃないかと。業者さんに、甘いんじゃないかと。こんなふうな感じを思います。もちろん当然、指導して布のエプロンと変わったということですけども、それから回転釜の問題もそういうふうな作業改善の指示をしたということですけども、本来は、業務請負で専門性がある業者さんだと。私は業務請負で、これは業務請負じゃないと。実質的な労働者派遣だと、こういうふうな申し上げたら、いや、専門性のある業者さんですと。大量調理で専門性があるんですよ。だからこれはきちっとした請負ですと。きちっとした専門性がある業者さんに、何で市が指導をこんなふうな頻りにせんやいけんのでしょうか。

藤本議員が指摘をされましたけど、そのほかに何か5、6項目、要求水準と合っていないところがあると。

こういうことは、これは業者の選定の方法そのものが、非常に問題があったんじゃないかと思いますが、どう考えておられますか。

副議長（安藤 二郎君） 教育次長。

教育次長（山邊 勇君） 業者の選定につきましては、要求水準に従って厳正に配点をしていったというふうに考えております。

現実、いろいろ御指摘を受けたんですけど、私どもは先日もお答えいたしましたように、定期的にしっかりと現場の様子を見まして、改善するところにつきましては早急に改善していきたいと。

ドライ運用につきましては、本当に新しい考え方でございますので、十分な施設ではございませんけど、ほかの直営のところも苦労しておりますので、いろんな研究をしながら、できることからやっていきたいと思っておりますので、まずは定期的にしっかり見ていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

副議長（安藤 二郎君） 13番、田中健次議員。

13番（田中 健次君） 物事は、やっぱりPDCAサイクルで検証していかなければならないわけですよ。中関・華城でやったと。しかし、現実のような指導を再三しなくちゃいけないような状況であれば、そうならないような工夫を、次の松崎・新田小学校では考えなくちゃいけないと。やったことに対するそれが検証ですよ。

何かその辺で次の松崎・新田小学校に対しては、選定の方法、あるいはそういうことで、何か考えられていることがありますか。

副議長（安藤 二郎君） 教育次長。

教育次長（山邊 勇君） ドライ運用につきまして、募集要項の中には書いていたんですけど、それを様式の中で、ドライ運用についての考え方をどうするかということ、新たに特出しと言いますか、新たに項目を加えて防止をするように改善しております。

以上でございます。

副議長（安藤 二郎君） 13番、田中健次議員。

13番（田中 健次君） それは一つの改善としてわかりました。

それから、一般的にこの募集要項、華城小学校、中関小学校の募集要項では、事業実施に関することで、市による本事業の実施状況の監視という形で、モニタリングと支払の減額等ということが書いてあります。モニタリングは、市は事業者が提供するサービス内容

の把握を目的に、定期的または随時に監視を行いますと。2として、支払いの減額等委託契約書及び要求水準書で定められたサービス水準を充足していないことが判明した場合は、委託料の減額等を行うことがあります。

今回の場合には、この委託料の減額等に当たるんじゃないかと私は思うんですが、これについてはどういうふうに、モニタリングと、支払いの減額について考えておられますか。

副議長（安藤 二郎君） 教育次長。

教育次長（山邊 勇君） 始まった当初でございますので、1カ月間はモニタリングと申しますか、これは別個として、職員が1カ月間は張りついたわけでございます。

それから、ほぼ軌道に乗りましたので、モニタリングの時期につきましては、先日お答えいたしましたように、定期的にするシステムとしたいと思います。

それから、委託料の減額の考え方でございますけど、私どもは安心して安全でおいしい給食が提供できないというふうに判断した時点で、検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

副議長（安藤 二郎君） 13番、田中健次議員。

13番（田中 健次君） 安全でおいしい給食が提供できない時点で判断したいという、そういう抽象的な、わけのわからんような基準で考えてもらったらちょっと困ると思うんですが、業務委託についてのモニタリングに対する支払いの減額、支払いの減額というのは要するにペナルティということですが、例えばPFIでは明確にそういったことがモニタリングだとかペナルティというのが手法として確立しているわけですね。

であれば、例えばそんなものを参考に、防府市のモニタリングとペナルティの仕組みをつくらないといけないと思うんですが、現在は何かそういう仕組みがつくられておりますか。

副議長（安藤 二郎君） 教育次長。

教育次長（山邊 勇君） 御指摘のとおり、これを今から行っていく上で、そういう仕組みについて検討すべきじゃないかなと、そういうふうに思っております。

副議長（安藤 二郎君） 13番、田中健次議員。

13番（田中 健次君） こういったことは事業をやる前から、モニタリングとペナルティ、ちゃんとそういうことが募集要項に項目で書いてあるわけですよ。書いてあることが実質何も裏づけがなければ、それは書いてないのと同じになるわけですね。この辺はちょっとおかしいんじゃないかと思うんですが。

それで例えば、PFIについては、ペナルティの項目、ペナルティには以下の項目がありますという形で、サービス対価の減額、支払い停止、それから2番目が改善勧告、3

番目が業務担当者の変更、4番目が契約解除と、こういうふうになるわけですがけれども、サービス対価の減額、支払い停止のときには、こんなことが書いてあります。

「モニタリングの結果、PFI事業者が行う業務が要求水準を維持していないことが判明した場合」、要求水準を維持していないというふうに指摘があるわけですが、
「当該支払時期分のサービス対価を減額したり、支払いを停止したりします」と。「通常モニタリング項目ごとにペナルティポイントを積み上げ、一定以上に達した場合に、ポイントに応じたペナルティが課されます」と。

そういったものについては、今度、改善勧告をするわけですが、だからやはり藤本議員は、私もこの前、華城小学校、一緒に見学させていただきましたけど、チェックシートをつくって、言ってみればモニタリング項目表をつくっていかれたわけですがけれども、こういうことを市がしていないわけですよ。きちっとこれやっぱりそういうやり方でポイントを積み上げて一定以上に達した場合には、いわゆるイエローカードですよ、イエローカード。それでも改善されなければ、最終的にはレッドカードで退場していただくと、こういうきちとした制度をつくらないと、これは意味がないと思うんですが、こういうものは考えられるということはどうでしょうか。

副議長（安藤 二郎君） 教育次長。

教育次長（山邊 勇君） 大事なことだと思っておりますので、しっかり考えていきたいというふうに思っております。

副議長（安藤 二郎君） 13番、田中健次議員。

13番（田中 健次君） 次の問題に移りますけども、責任者、副責任者について、今おられます。おられますけども、私よく確認をしておりますが、新聞折り込みで管理栄養士を募集すると、栄養士を募集する、調理員を募集するという、そういう求人の文が出ておりました、受託業者さんのですね。7月段階ぐらいから、8月の初めにもまだ管理栄養士さんはなかなか見つからなかったみたいで、そういうのが出ておりました。

これはおかしいと思うんですよ。なぜおかしいか。プロポーザルで業者さんに作文を書いてもらって、それで判断するわけですよ。判断をするその業者の職員が来るんじゃないんですよ。その業者が今まで経験は3年だとか、経験はあるのかもしれないけれども、その会社で使われていない人を新たに防府市の開設のために雇うわけですよ。そうしたらいくらそのプロポーザルで提案書を出してもらって立派な作文を書いたって、立派な作文を書く人と実際に調理する人のレベルが違ってくるわけですよ。これが、今現在起こっていることじゃないかと思うんです。

きちっとこれは、今、請け負う、受託の業者さんの責任者、あるいは副責任者がきち

っとそういったノウハウがあれば、そこでちゃんと何年も実際に調理をしている人が来てもらわなければ、意味がないわけですよ、責任者と副責任者は。その下のあとの一般の調理員の方、あるいは3番目の正規職員の方は、地元採用ということがあってもそれはおかしくないと思うんですが、責任者、副責任者まで地元採用で新たにつくるということになれば。

それでお聞きするところ、向こうのほうから来られる方は、最初1カ月ほど指導で来られたと。1カ月の指導でどれだけのことが伝えられたか私は疑問に思うんですが、こういう形の選定をしているから今のような問題が起きているんじゃないかと思うんですが、この辺についてはどういうお考えでしょうか。

副議長（安藤 二郎君） 教育次長。

教育次長（山邊 勇君） 要求水準では業務開始、ちょっと日にちは忘れましたが、何日までに選任届を出すということになっております。その選任届のところを確認をしているところでございますけど、あくまでも事業者のほうがどのような形で管理栄養士の方を採用されるか、またはずっと採用された方が来られるのかわかりませんが、私どもとすれば、要求水準に合った形で選任届がなされて、それがきちり作業していただければというふうに思っております。

副議長（安藤 二郎君） 13番、田中健次議員。

13番（田中 健次君） 責任者、副責任者をどういう形で配置するのかということは、これはプロポーザルの提案のときにきちっとやっぱりお聞きをしていただきたい。それで現地で採用するのか、職員が3年間すれば、少なくとも1年間は、そういったこれまでの正規職員、あるいは正規の人、サブの人、それからそういう人が配置できるのかどうか。これはやっぱりいくら立派な作文で、プロポーザルで応募されても、雇う人はその場で使われたら確かに資格はあったり、経験年数はあるにしても、その業者の専門性というものが本当に身についているのかどうか、これはもう大きな落とし穴ですよ。書類審査のこういう弊害だと思いますので、この辺はぜひ今までのことを検証して、当然やるべきだろうと思いますので、お願いをしたいと思います。

それから、混在して仕事をすることについて、明確に区別をしているというふうに言われましたけれども、この前、華城小学校で見たときには、委託業者の方が、食材の例えば八百屋さんが来れば、はかりの上にかごを乗せるのは学校栄養士ではなくて、委託先の業者さんの人がはかりの上にかごを乗せるわけです。八百屋さんがその中にニンジンだったか、そういうふうに段ボール箱から食材を入れるわけですね。段ボール箱は内部に持ち込まないような形ですから。それで重さをはかるのは学校栄養職員。それを今度運ぶ

のが業者の方が運ぶと。これが要するに検収と検収の確認という作業ということになるのかもしれませんが、これはどう考えたって2人で一緒に仕事をしているわけですよ。どう考えたって。こういうところはちゃんと改善してもらわないと困ると思いますので、ぜひ、これはきちっと改善をしていただきたいと思います。

それで、手狭だということなんです。手狭ということであれば、来年実施する新田、松崎、あるいはもっと先に実施する佐波、牟礼、華浦、小野はあそこ、ある程度きちっとした施設だから必要ないのかもしれませんが、それについてはきちっとした、そういうことをするための施設を整備しなければならないと思うんですよ。

ドライ運用について私がちょうど4年前のこの12月議会で、それまでは給食センター、小学校については3つつくるという話でしたけれども、ドライ運用でやれば総額2億円ぐらいで済むんじゃないかと。給食センターをつくれば、3つつくわけですから20億円ぐらいかかるんじゃないかと。2億円ぐらいで済めば、そのほうが安上がりだし、自校ということも守れると、こういう考え方で私は提案したんですが、これまで議会に示されておる資料だと、ドライ運用のための工事、それから備品、買うものは約1億1,000万円しか計上されておりません。私は2億円ぐらいというふうによその事例で見たんですが、そういう意味でいけば、防府市は金をかけないでドライ運用工事をしているわけですね。

当初、20億円か15億円かわかりませんが、それが1億円とか2億円という水準で済むわけですから、これはきちっとそういうことが起こらないような検収室の改善というのを今後やるべきだと思うんですが、これについてはどう考えておりますか。

副議長（安藤 二郎君） 教育次長。

教育次長（山邊 勇君） 私どもといたしましては、できるだけドライ運用ができるような形の改造を考えていったわけでございますけど、広さの点でございまして、華城小学校でも見られたと思いますけど、業者の方の野菜なんか運ばれる車がすぐそばについて、本当に狭い所で、実際の敷地がない学校もあるのも事実でございます。そのあたり学校の状況、敷地の状況、さまざまなことを考えながら、それぞれの学校で一番ドライ運用できる形でもっていききたいと、もってきておりますし、今後もそのような形で、できるだけドライ運用がやりやすい形。

それから、先ほどの検収のことでございますけど、本当に業務区分はしっかりしておりますけど、やはり第三者の方が見られて、そのようなことがあるのであれば、はっきりするように、これもちよっと知恵を出していきたいと。限られたスペースですけど、知恵を出していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

副議長（安藤 二郎君） 13番、田中健次議員。

13番（田中 健次君） 質問の残り時間も限られていますから、次の問題、何か不十分な回答のような気がしますが。

保護者への説明ですけれども、6月議会では重点を置いたところが2つあって、そのうちの1つが管理栄養士の配置だと。9月議会でそのことが議論になったわけですから、これはきちっとその管理栄養士ということについては、かくかくしかじかの理由で配置をしないようになりまして。今後の説明会については言うべきだと思うんですが、この点がどうか。

それで、こういうやり方は、商品売るやり方だったらこれは悪徳商法ですよ。本来ならば説明しなければならぬ重要事項ですよ。6月議会ではこれ重要事項のうちの2つのうちの1つですよ。その1つをやめたわけですから、それを言わないというのはね。それで同じような中関・華城のビデオを見せて、同じようにやりますというような形の説明しているわけですよ。これはある意味では、教育委員会の悪徳商法だと私は言って過言でないと思います。

この辺はぜひ訂正をしていただきたいと思ひますし、それからそういう形でした契約、小学校の保護者はそれで理解をしたというふうに言われるかもしれませんが、それは理解したと言えないんじゃないかと私、思ひます。そういう契約というのは、多分住宅を売る場合であれば、当然無効でありましょし、そういったもので保護者への説明をしたということと言われるのは、ちょっと問題だらうと思ひます。

それから、750食が健康増進法にあると言ひますが、先ほど言ひましたけども、教育委員会の言われるのはわけわかりませんが、歩いて5分かからないところにあるので、もう一度行っていただきたいと思ひますが、県の見解は、1回何百食という、その1回のほうを学校給食については適用すると。だから1回100食、1回300食、そういうのが線引きする数になるわけですよ。750食のことを健康増進法にあるというふうに松崎小学校の説明会でも言われているんですが、そういうのを訂正する気持ちがあるのかどうか。

それから、壇上では言ひませんでしたけれども、保護者への説明を何でしないのかという形で、議会での説明が先になって保護者の説明が後になったことについて、議会がそうさせたという趣旨の説明を保護者にされております。これは事実と反するものだらうと思ひます。これでは、保護者が議会へ不信感を持つような説明で、これは議会に対する名誉毀損にも当たるんじゃないかと私は思ひておりますが、昨年12月議会で修正案が出

されたりいろいろ議論がされました。そのときに問題になったのは、議会が議決していないうちに、募集の要項を業者さんに配ったり、議会が議決するその日に業者さん呼んだ説明会をやるというふうにしていたり、それがけしからんというふうに言ったわけです。

12月議会の討論の中では、むしろ保護者への説明が足りないと、こういうことを言っているわけですから、これについては議会へ謝罪をし、また保護者へ訂正、謝罪をすべきだと思いますが、どう思いますか。

副議長（安藤 二郎君） 教育次長。

教育次長（山邊 勇君） 私どもの説明が、御指摘のように説明で、御指摘のように感じられた保護者の方がいらっしゃるのであれば、説明会の私どもの言葉がまだまだ足りなかったのではないかとというふうに反省しております。今月22日に再度、松崎小学校のほうでの説明会を開催させていただくこととなっておりますので、ただいまの御指摘の意見を踏まえまして、しっかりと私どもの考え方を御理解いただけるように説明してまいりたいというふうに考えております。

それから、2点目の750食の件でございますけど、私どもは委託するに当たりまして、業者の方には、栄養士または管理栄養士はつけなくちゃいけないという基本的な姿勢で進めてまいりました。そのときに、管理栄養士にするか栄養士にするかという判断をしたわけでございますけど、まず健康増進法が管理栄養士のことが書いてございましたので、健康増進法を読みました。健康増進法で管理栄養士を必ずつけなくちゃいけないという施設がまず書いてありましたのが、病院、介護老人施設、それともう一つは、ちょっと1回500食、1,500食と、ちょっと大きい分ですけど、養護老人ホーム。

13番（田中 健次君） 関係ない、750は何で使うかということです。

教育次長（山邊 勇君） そこで私どもは、病院食については、同じ食数でも、例えばとろみ食とか刻み食とか、そのような形で1食ずつ違うと思いましたので、参考までに同一メニューであった場合にはどのように解釈されますかということでお聞きしたわけでございます。あくまでも参考でございますので、電話で聞いたわけでございます。

したがって、これも一つの我々が基準を考える、一つのものでお聞きしたわけでございます。

管理栄養士につきましては、いろんな本を読みましても、栄養士は主として健康な人々の給食管理に携わっていると。管理栄養士は個人を対象にと、いわゆる医学や臨床面の見地から、より高度なというふうに書いてございますので、すべてのことを総合して、我々は独自に750食というのを決めたものでございます。

それから、もう一つ議会と、ということでございますけど、12月の時点で我々事務手

続きに不適切な部分もございましたので、事務手続きにつきまして、改めて確認をさせていただきます。その際、保護者の方の説明する時期につきまして、どのようにしたらいいだろうかということも改めて検討をいたしました。

そこで、やはり具体的な施策を実施するに当たっては、やはりどの学校をどの時期から実施するかというのが重要なポイントとなると思いますので、まずは学校と時期につきまして議会の御了解をいただいて、その後、説明会に入るといふうな形で決めたわけでございます。

副議長（安藤 二郎君） 13番、田中健次議員。

13番（田中 健次君） わけのわからん御答弁があって時間がもうありませんので、最後、要望だけ言いますが、1つは、電話ではなくて、歩いて5分のところにあるわけですから、きちっと県の見解を聞いてください。

それから、保護者の説明というのは、きちっと事前にやるべきだと思います。これは中間小学校と華城小学校のアンケート、保護者に対してとられました。教育委員会はこれまで、リーフレットだとか市広報で、保護者の一定の理解を得ていると。これを9月議会の会議録でも、204ページですが、おっしゃっております。

ところが、教育委員会がとられたアンケートでは、市広報とかリーフレットで知ったという方は、アンケートに答えられた中でも15%しかないんですね。ということは、リーフレットや市広報で説明するというやり方ではだめだということを経済委員会は御存じだと思うんです。だから、きちっと学校を通じて、早め早めに保護者の理解を得ていくと、本当にきちっと事業を進めるつもりがあれば。

そういう意味で松崎・新田の保護者の説明会もされておるでしょうが、その先の牟礼と佐波、華浦、小野についても、今年度中から説明をしたり、あるいはそういうことをもう計画で立てているわけですから、これ、やるべきだと思うんですね。これを1つ申し上げておきたいと思います。

以上で終わります。

副議長（安藤 二郎君） 以上で、13番、田中健次議員の質問を終わります。

ここで昼食のため、13時まで休憩といたします。

午前11時50分 休憩

午後 1時 開議

議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開します。

午前中は、どうも失礼いたしました。これからの議事は、私のほうで進行をさせていた

だきます。午前中に引き続き、一般質問を続行いたします。次は、25番、山下議員。

〔25番 山下 和明君 登壇〕

25番（山下 和明君） それでは、通告の順に従いまして、質問させていただきます。最初に、定額給付金について質問いたします。

アメリカ発の金融危機が、世界的な景気悪化を引き起こしております。現在の景気悪化は、収入が伸び悩む一方で、物価高という中で進んでおり、住民の暮らしを直撃し、それが個人消費の低迷を招き、ここに来て雇用は一変し、地域経済全体をさらに冷え込ませております。日本がこれまで経験したことの無い事態だとも言われており、こうした負の連鎖の歯どめにあらゆる政策手段を使い、総動員することが急務となってまいりました。

その中で、政府与党が決めた新たな経済対策の柱の一つである、総額2兆円の定額給付金は、やりくりが厳しくなっている家計を下支えするものであります。給付金額は1人当たり1万2,000円を給付することとしており、65歳以上と18歳以下はそれぞれ8,000円が加算されます。例えば、夫婦と18歳以下の子ども2人、標準的世帯であれば、合計6万4,000円が支給されることとなります。世論調査では評価しないという声もあるが、11月17日付の日本経済新聞の報道では、63%の人が定額給付金に期待すると答えております。

給付対象となるのは、住民基本台帳に登録されている人と、外国人登録原票に登録されている人のうち、永住外国人や日本人の配偶者など、就労目的や留学生などの外国人を加えるかは検討課題としております。

給付金の申請方法につきましては、1として郵送申請方式、2として窓口申請方式、3として窓口現金受領方式の3パターンが提示されていますが、円滑な事務作業を進める観点から、1の郵送申請方式を中心に必要に応じて2の窓口申請方式、そして3の窓口現金受領方式も組み合わせて作業を進めることとなります。

そこでお尋ねをいたします。第2次総合経済対策は、1月5日に招集予定の通常国会に提出され、冒頭に第2次補正予算案が提出されれば、定額給付金は本年度中に実施できることとなります。少しでも、早い給付開始が求められますが、定額給付金が速やかに実施できるよう、給付事務の体制と準備についてはどうなのか、お伺いいたします。

次は、国民健康保険資格証明書の交付についてであります。国民健康保険の保険料滞納で、資格証明書交付世帯のうち、中学生以下の子どもが約3万3,000人いることが資格証明書の発行に関する調査で浮き彫りになり、本年10月30日付で、保健局から子どものいる滞納世帯に対する資格証明書の交付に際しての留意点について通知が出されておりました。内容は、予防的対応、福祉的対応、緊急的対応として、子どものいる滞納世

帯への実態把握に努め、きめ細かな対応が示されておりました。

そこで保健局からの通知に対して、今回、質問通告したところでありますが、12月の8日、同時期に国では動きがあり、国民健康保険の保険料を滞納している世帯の子どもが必要な医療を受けられるよう、中学生以下の子どもには滞納世帯でも一律に短期保険証を交付することを今国会で法改正し、成立を目指すことが了承されました。

国保では、病気や失業などの特別の事情がないにもかかわらず、世帯主が保険料を1年以上滞納した場合、保険証と引きかえに資格証明書が交付され、医療費を一たん医療機関の窓口で全額自己負担しなければならず、子どもの受診を控えることが懸念されておりました。

今回の法改正は、子どもに交付する保険証について、有効期間6カ月の短期保険証とし、半年ごとに相談に応じながら、滞納理由が悪質でなければ更新を認めていく対象年齢は、学校教育法との関係から義務教育の中学生以下としております。世帯主など、親に対しては引き続き資格証明書を交付するとしております。施行日は2009年4月1日からであります。

そこでお尋ねいたします。資格証明書の交付に関して、子どものいる世帯の実態と取り扱いについてお伺いいたします。

次は寝たきり高齢者等介護用品給付事業についてであります。

県の補助事業である介護用品、紙おむつの支給事業の要件は、介護用品、紙おむつを必要とする寝たきり等の高齢者で、介護保険法に定める要介護度4、5相当の方を、常時介護している市民税非課税世帯に対し、年10万円のおむつ券が給付されています。

市単独事業である在宅寝たきり高齢者等おむつ給付事業においては、市民税非課税世帯に属する在宅寝たきり高齢者等で、常時おむつを必要とする者におむつ券4万円を給付しており、紙おむつ給付事業は2種類の形態がとられております。現在は地域支援事業として取り扱っており、寝たきり高齢者等の快適な生活の確保と経済的負担の軽減を図ることが目的とされております。

そこでお尋ねをいたします。1点目は、紙おむつ給付事業の利用者実態及び県の事業分と、市単独事業分の給付割合についてお伺いいたします。

2点目は、平成19年度の同事業の予算は、1,100万円が計上され、決算は677万円で、61.5%の執行実績となっております。さきの9月議会でも質問しましたが、介護施設待機者も増えております。予算の活用を図り、居宅介護への支援として、例えば所得制限部分を検討し、2万円のおむつ券を給付するような方法も考えてもいいのではないかとと思いますが、御所見をお伺いいたします。

次は、表彰制度についてであります。

現在、表彰状の授与に関しては、市が主催する5年に1度の記念式典、そして教育委員会、防犯対策協議会、交通安全協会、環境衛生推進協議会等が主催する総会で、個々の内規によってその活動に功績があった組織、個人に対し表彰が行われております。市内でもここ近年、子どもの安全を確保するため、みまわり隊の方々が悪天候の中でも、我が子を守るように献身的に活動されております。そうした関係者の方々に対し、その行為と貢献に感謝し、敬意を表したいと思っております。

そこでお尋ねをいたします。そうした活動も含め、市内ではさまざまな分野でボランティア活動、草の根活動に貢献し、目立たないところで世のため人のために尽くし、頑張っておられる方も多いのではないのでしょうか。そうした方々を顕彰することを目的とした、新たな表彰制度を設け、励ましと感謝の意を込め、年1度表彰状と記念品を授与する市主催の表彰日を定めてはどうでしょうか。御所見をお伺いいたします。

以上で、壇上にての質問は終わります。

議長（行重 延昭君） 25番、山下議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、まず定額給付金についての御質問にお答えいたします。

定額給付金につきましては、先般11月28日、国において都道府県及び政令指定都市を対象に、事業実施方式の素案について説明会が行われ、これを受け、県におかれましても12月2日に県内市町を集め、定額給付金事業に関する説明会が開催されたところでございます。

この説明会では、国が示された定額給付金事業の概要（たたき台）について説明がありましたが、まだ確定されたものではなく、今後、地方公共団体や関係者からさまざまな意見を受けて改良されるものであるとのことで、何らかの情報が入り次第、速やかに提供したいとのことでございました。

また、国はこれに伴う補正予算を提出、成立したときには手際よく実施できる体制整備を、地方公共団体をお願いしたいとのことでございました。

定額給付金につきましては、全国市長会でこの給付金についてアンケート調査を実施され、この調査結果を踏まえ、定額給付金の課題、問題点等について、国に制度設計の素案に反映され、自治体に混乱が生ずることがないように、円滑に実施できるよう遺漏のない制度設計が行われるよう要望しております。

また山口県市長会でも、定額給付金に係る所得制限につきましては、事業の実施に関

し、所得制限は設けないといった統一した対応をとることとしております。

定額給付金の実施につきましては、さまざまな動きが出ておりますが、現時点では、確実な情勢をつかみかねている状況でございます。したがって、現在、情報等の収集を総務部で行っておりますが、近々、国や県からしかるべき制度設計、実施方法等の情報、あるいは通知があると思っておりますので、その内容等の検討を行い、早急に担当部署を決定して対応したいと考えております。

なお、定額給付金の実施に当たっては、かなりの事務量となることが推測されますので、所管した部署の職員だけではなく、他部署からの応援職員の配置も念頭に入れておるところでございます。生活支援対策、経済対策の両面に資するため、全世帯の家計に対する支援実施を国が決定された場合には、本市においても遅滞なく適正かつ円滑に事業実施できるよう、最善の体制、準備を整えたいと考えております。

次に、市の表彰制度についての御質問にお答えいたします。

子どもの安全を確保するため、悪天候の中でも活動されているみまわり隊の活動を例に出されて、そういった地道な功績を防府市としてたたえ、表彰状と記念品を授与してはどうかということでございますが、私も地道に活動を続けていただいている方々は、地域の皆様や市に対してすばらしい貢献をされておられるもので、本当に頭の下がる思いでございます。大変感謝いたしております。

さて、御質問の市の表彰制度といたしましては、議員も述べられておりましたが、5年ごとに開催する市制施行記念式典において、地方自治、社会福祉事業、芸術文化、教育事業、衛生事業、体育事業、産業、防災などの各分野の振興・発展に長年尽力されてこられた個人、団体を表彰しているものを、まず第一義的なものと考えております。

次に、平成15年度から始めました世界的な大会への出場や、全国的な大会などで優秀な成績を修められたことを要件にして、毎年度表彰する防府市市民栄光賞というものがございます。

そのほかには、防府市教育委員会表彰等がございますが、通常これらの表彰は、制度や規程、内規等を定めて、その分野の振興・発展に長期間携わり、功績が顕著であることを要件としたり、また5年ごとの表彰であったりして、議員が御提言の地道な活動や善行に対して、毎年度表彰を行うものではございません。

議員仰せのとおり、私もこれらの活動に対するきめ細かな表彰、あるいは感謝状の贈呈等もあってしかるべきと考えておりますので、先ほど申し述べました各表彰制度との関係を整理しながら、表彰制度の創設に向けて取り組んでまいりたいと存じます。

残余の御質問につきましては、生活環境部長、健康福祉部長より答弁いたします。

議長（行重 延昭君） 25番、山下議員。

25番（山下 和明君） 定額給付金についてであります。この件につきましては、県のほうからも実施体制、準備については説明会もあったところであると言われましたけれど、何点が、再質問させていただきたいと思います。

まず最初に、市長さんにお伺いしたいと思います。

壇上でも申しましたけれども、ここに来て、景気は最悪な事態を呈してきておるわけです。確かにこの定額給付金への批判というものはあると思いますが、しかし、こういった定額給付金が国のほうで決定されれば、そうした財源を活用することによって、即効性のある経済対策、経済効果に結びつけていかなければならないと思います。先ほど申しましたように、来年の1月5日招集の冒頭に、この第2次補正予算が上程されるようであります。

決まれば、速やかな対応、実施をしていただきたいのであります。市長さん、この定額給付金を活用した経済対策、経済効果について、どのように受けとめておられるのか、まずお伺いしたいと思います。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） 定額給付金の経済効果、どのように受けとめておるかということでございますが、これが目的どおり消費に使われていくのであれば、確実に大きな経済効果をもたらされるものと思っていますところであります。

しからは、どのような形で消費に結びつけていくかというところが、大変重要なところではないかと私は受け止めているところであります。さきの松村議員の答弁でも申し上げたかと思うわけですが、タイミングを失うことなく、消費に喚起されていくような、仕掛けといったら大変言いにくい言葉でありますけれども、そのような動機づけを私どもが考えられる知恵の中で考えて、それを実行に移していくということも極めて有効な手段ではないかと、こんなふうにも考えているところであります。

以上です。

議長（行重 延昭君） 25番、山下議員。

25番（山下 和明君） 今市長が言われるとおりだと思います。大きな経済効果に結びつけていくためにも、先ほど松村議員が地域商品券、地域振興券的な質問をされて市長の答弁があったとおりで、そうしたものと、いわばタイミングよく、効果のあるような、それは別として、やはりこの速やかな対応というのですか、決まれば速やかな対応、万全な対策で、体制で取り組んでいくことも、私は必要ではないかというふうに考えております。

質問しますけれども、例えば実施時期が予定されるのが年度末の3月といえ、転入・転出も頻繁な時期に当たるわけでありまして、短期的に、短期間に交付するには相当の人手が要ると思いますけれども、人員の準備については心がけていただきたいわけですが、これらについての対応はいかがでしょうか。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） それでは私のほうからお答えさせていただきます。

御案内のとおり、それが実施されるとなれば、また支給日が限定されるとなれば、相当な短期間において事務量が必要となるということは認識をいたしております。

数年前の地域振興券でもある程度のノウハウは持っておりますが、今回は全世帯ということのでかなりの量が想定されますから、先ほど市長の答弁でも申し上げましたように、相当のやはり体制は組んでいかなければならないというふうには認識をいたしておりますし、また、主になる担当部が決まりましたら、それに当然、応援体制をつけた中で速やかに支給できますように、体制はとっていきたいというふうに考えております。

議長（行重 延昭君） 25番、山下議員。

25番（山下 和明君） 速やかな対応ということで、またそういう時期ですので、今、部長さん申されましたように、相当の体制でよろしくお願いをしたいと思います。

やはり一番懸念されますのは、悪質な振り込め詐欺が横行しておるわけでありまして、振り込め詐欺の防止のためにも、広報等を使って注意を呼びかけて、図っていただかなければならないとは思いますが、この点について、お伺いしたいと思います。どうでしょう。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） おっしゃるとおりでございます。もちろんそういった、今全国的にそういった犯罪が多発をいたしておりますので、これを機会にという方というか、そういう人もいらっしゃると思いますから、当然その要望と申しますが、体制はとっていかなければならないということで、市広報等を通じた啓発活動はもちろん行いますし、実はこの1月1日号からそういった形で市広報にはまず1回目として載せていきたいという予定で、今準備をいたしているところでございます。

今後も、随時、そういった機会をとらえて、市民の方には周知を図っていくようにいたしたいというふうに考えております。

議長（行重 延昭君） 25番、山下議員。

25番（山下 和明君） 本市から犠牲者が出ないように、しっかり対応をお願いしたいと思います。

次に、表彰制度についてであります。前向きな検討をぜひお願いしたいところでありまして、地域で貢献された方々の活動が認められるということは、本人にとって、また人生にとって大変励みにもなるかと思っておりますので、そうした方々を探して光を当てていこう、そうした精神で表彰の場を持って顕彰していくぞという、そういう意気込みで新たな表彰制度を設けていただきたい。

そして、防府市の市長名で、市長名になるのかならないのかよくわかりませんが、前向きな表彰制度ができますよう、この点につきましては、要望とさせていただきたいと思っております。

議長（行重 延昭君） 次は、国民健康保険資格証明書の交付について、生活環境部長。生活環境部長（古谷 友二君） それでは、国民健康保険資格証明書の交付についての御質問にお答えいたします。

国民健康保険料を1年以上滞納している世帯につきましては、特別な事情がない限り、国民健康保険法第9条第6項により、資格証明書を交付することとなっております。

議員お尋ねの、子どものいる世帯の実態についてですが、平成20年9月15日現在で、厚生労働省の行った調査によりますと、全国で保険料を滞納している世帯384万5,597世帯のうち、資格証明書を交付されている世帯は33万742世帯、15歳以下の子どもについては1万8,240世帯、3万2,903人が対象となっております。割合で申しますと、滞納世帯のうち8.6%が資格証明書交付世帯で、15歳以下の子どものいる世帯は0.5%でございます。

山口県では、保険料を滞納している世帯2万9,912世帯のうち、資格証明書を交付されている世帯は5,492世帯、15歳以下の子どもにつきましては417世帯、690人が対象となっており、18.4%が資格証明書交付世帯、15歳以下の子どものいる世帯は1.4%でございます。

本市の状況は12月1日現在、保険料を滞納している世帯2,054世帯のうち、資格証明書を交付されている世帯は453世帯、15歳以下の子どもにつきましては45世帯、58人が対象となっており、22.1%が資格証明書交付世帯、15歳以下の子どものいる世帯は2.2%となっております。

なお、山口県内の資格証明書を交付されている、15歳以下の子どものいる世帯に対する本市の占める割合は約10.8%となっております。また、12月1日現在、本市で短期証を交付されている世帯は811世帯、15歳以下の子どもについては156世帯、276人が対象でございます。

次に、資格証明書を交付されている子どものいる世帯の取り扱いについてございま

すが、世帯主から、子どもが医療を受ける必要が生じ、かつ医療費の支払いが困難である旨の申し出があった場合は、納付相談の上、その世帯に短期証を交付しております。

しかしながら、去る12月10日の衆議院厚生労働委員会において、15歳以下の子どもについては資格証明書を発行しない。ただし資格証明書対象世帯の15歳以下の子どもには、6カ月の有効期間の短期証を交付するとの国民健康保険法案が可決されましたので、本市といたしましても平成21年4月からの施行に向けて準備を進め、適切に対応してまいり所存でございます。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 25番、山下議員。

25番（山下 和明君） 国民健康保険法の改正によって、子どもへの救済対応が2009年度から実施される運びとなったわけではありますが、そこで質問させていただきますが、この医療制度を維持していくためには、国保の保険料納付は大前提であるわけでありまして、こうした法改正によって、世帯主、親の保険料滞納が広がらないよう、可能な限り、滞納者との接触も図ってほしいと思うわけではありますが、この点についてお考えがありましたら、お願いをしたいと思います。

議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

生活環境部長（古谷 友二君） 議員申されますように、国民健康保険の保険料につきましては、被保険者の所得や人数に応じて算定され、所得の低い世帯につきましては、負担を軽くするため、軽減措置もされております。また、国民健康保険事業は、相互扶助の精神に基づき運営されるもので、その根幹をなすものは被保険者の皆様に納めていただく保険料でございます。

したがって、保険料の公平な負担並びに国民健康保険財政の安定化のためにも、滞納のある世帯につきましては、従来どおり徴収担当課と連携いたしまして、文書や電話による催告を行い、滞納者との接触を図るとともに所得状況や納税能力等を調査し、その実態把握に努め、実情に応じた適正で、きめ細かな対応をとってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

議長（行重 延昭君） 25番、山下議員。

25番（山下 和明君） その際、滞納者の方と接触される場合、そうしたときにはいろいろ相談に加えて、例えば実態を把握していただきたい。まあ、努められるとは思いますが、例えば、いわば生活保護や多重債務の問題を抱えておられる方でありましたら、それに適したやはり相談窓口を周知するというか、そうしたきめ細かい対応もあわせてお願いをしたいということで、要望とさせてもらっておきます。

以上です。

議長（行重 延昭君） 次は、寝たきり高齢者等介護用品給付事業について、健康福祉部長。

健康福祉部長（田中 進君） 寝たきり高齢者等介護用品給付事業についてお答えいたします。

本市で行っております在宅寝たきり高齢者等紙おむつ給付事業は、低所得者世帯に属する在宅の寝たきり高齢者、在宅の認知症高齢者等及びその介護者に対し、紙おむつ等を給付することで、日常生活の便宜を図るとともに、経済的負担を軽減し、在宅高齢者の自立及び介護者の介護を容易にすることを目的といたしております。

お尋ねの、紙おむつ給付事業の利用者実態についてでございますが、紙おむつ券は要介護度4、5の重度の方を対象にして10万円分を、要介護度3以下の方を対象にして4万円分を、それぞれ年4回に分けて給付しております。給付者は、平成18年度では159人、平成19年度は150人、今年度は3回の給付まででございますが、116人でございます。

また、県事業分と市単独分の給付割合についてでございますが、平成17年度までは一般会計で10万円分を県の補助対象事業として給付し、4万円分は市単独事業として給付しておりましたが、平成18年度からは介護保険事業特別会計の地域支援事業として実施しております。10万円分と4万円分との給付額の割合につきましては、おおむね4対6でございます。

次に、「介護施設待機者も増えているが、居宅介護の支援を同事業の拡充で図れないか」という御質問でございますが、最初にお答え申し上げましたように、紙おむつ給付事業は経済的負担を軽減することを目的の一つといたしておりますので、対象者は住民税非課税世帯に属する方という制限がございます。

在宅で要介護者をお世話されることは本当に大変なことと思いますが、経済的負担を軽減するという本事業の目的を御理解いただきますようお願い申し上げます。

とは申しましても、市といたしましては、現事業費の中で、常時紙おむつが必要な方に支給できる範囲を広げることができないものか、今後、調査・研究をしてみたいと考えております。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 25番、山下議員。

25番（山下 和明君） 最後に、この紙おむつ給付事業の目的、経済的負担を軽減することを目的としているという話の中から、状況を考えられてのことでしょうけれど、広

げられないかということで調査・研究もしていきたいという最後の御回答であったわけですが、何点かお聞きしたいのですが、例えば特別養護老人ホームを含む福祉3施設において、紙おむつを必要としておられる方もいらっしゃいますよね。その方々への対応、自己負担、これはどうなっておるのか、お伺いしたいと思います。

議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（田中 進君） いわゆる特養、老健、それともう1つが介護療養施設、この3つの施設に入所されておられる方につきましては、日々の利用料といいますが、これを施設は取っておるわけですが、その中に紙おむつの支給分というのが入っておるということでございます。

ですから、使っても使われなくても紙おむつの分は入っておるということで、いわゆる給付事業でございますので、本人負担は1割の負担となっております。

以上です。

議長（行重 延昭君） 25番、山下議員。

25番（山下 和明君） わかりました。今、特養を含む福祉3施設においては、紙おむつを利用しようが利用しまいが、介護保険適用の中で1割負担が強いられているということで、こう受けとめていいですよ。

こういった紙おむつを必要とされている方について、施設に入っていられる方ですよ、市民税については、これ非課税、課税世帯、分かれているのでしょうか。どうでしょう。

議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（田中 進君） これは分かれておりません。全員が対象になります。

議長（行重 延昭君） 25番、山下議員。

25番（山下 和明君） さきの9月議会でも申しましたけれども、介護保険導入時のときと比べると、8年がたちますけれども、要介護認定者が2倍近く増えてきておりまして、前回の議会の中でやりとりする中で、介護施設待機者も特養を待っていられる方が整理したところ650人、今待機しておられると。あとの2施設の方もかなりの人数だったと思いますが、いわば認定者も増えておりますけれども、同様に、介護の施設待機者も同様に増えているということが前回、判明しておるわけございまして、しかしこの紙おむつ給付の扱いが、その施設入居者においては所得に関係せず介護保険が適用されて、いわば1割負担という仕組みになっていると。

待機者を含む居宅介護の方については、先ほどから申しておりますとおり、先ほどの県の補助事業、または市のそういった補助事業で紙おむつ給付に救済されている方以外は

自己負担、100%自己負担ということになっておるわけでありまして、基本的なところに非常に矛盾を感じるんですけれども、部長、どういうふうを受けとっていらっしゃるでしょうか。

議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（田中 進君） おっしゃるとおり、私も多少の矛盾は感じております。

議長（行重 延昭君） 25番、山下議員。

25番（山下 和明君） 先般、お聞きしましたところ、紙おむつ1枚180円から200円だそうです。平均、1日使用されるその枚数が、5枚から6枚、取りかえられると。最近紙パットというのですかね。2重層にして使っているようですが、1枚が60円から100円するそうなのですね。当然、1日5回から6回、かえられる場合もあるし、紙おむつと一緒にかえなければならぬときもあるわけですね。

紙おむつを1年間で、1日例えば200円のものを5回取りかえますと、1日1,000円かかるわけですよ。そうすると、これもう毎日必要なものですから、大体年間36万円、これ必要になってくるわけですよ。それと、紙パットにしても、1枚100円としても年間18万円、この負担がかかってくるということがあるわけなのですよ。そうしたことでかなりの負担がここに、居宅介護の、またそういった方々には負担があるのだということをよく御理解しておられると思いますけれども、その辺をもう少し考えていただきたいなと思います。

しかし、先ほどから紙おむつ給付事業のことについて壇上でも申しましたが、19年度の予算は1,100万円、それで決算額を見ますと690万円ということで、61.5%の、要するに執行実績になっているわけですよ。18年、17年を見ても、要するに予算的にはほとんど変わらないのだけれども、決算的には17年度から比べれば200万円近く決算額は減っております。

18年度と比べても約100万円近く、いわば決算額が違ってきているという。これは、今さっき申されましたように、この17年度まではその一般会計で県の事業、市の事業ということで分けていらしたでしょう。そして18年以降は、特別会計の中で移行されたということで、地域支援事業ということで一緒に、補助事業の対象に変わってきたという仕組みもありますけれども、やはり先ほど申しましたように、認定者も増えている、また待機者も増えている中に、この紙おむつ給付事業については、少し後退をしているような気がしてならないわけがあります。

そういう意味で、予算の有効活用をしっかりと図っていただきたい。先ほど壇上で申しましたように、そうした仕組みの見直しも含めて検討していただきたいなと。

そして先ほど部長が申されたように、経済的負担の軽減を図るという意味で、よくわかるのですけれども、居宅介護への支援ということで、この事業を少し緩和するというのですか、考え方も変えていただいて、多くの方々が少しでも負担が軽減できるような仕組みを考えていただきたいと思います。

今の状況ですと、その施設入居者の方と居宅、また待機者も含めますけれども、あまりにも差があるような気がしてなりませんので、この件につきまして強く要望して、私の質問を終わりたいと思います。

議長（行重 延昭君） 以上で、25番、山下議員の質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 次は2番、斉藤議員。

〔2番 斉藤 旭君 登壇〕

2番（斉藤 旭君） 民意クラブの斉藤旭でございます。このたびの選挙で滑り込みセーフということで、そしてまた、今回の一般質問の届け出は、やっと間に合ったということで非常に疲れておりますので、どうか執行部におかれましては、いたわっていただいて、よろしき御回答をお願いいたしまして、質問といたします。

1項目めには、道路行政について地域道路の改善を質問いたします。

我が国の人口は2006年をピークに人口は減少するものの、高齢者や女性を中心として運転免許取得者数や自動車保有者数が増大しています。今までの乗用車については、2030年ごろまで交通量が増大すると予想されています。2020年には、人口の減少にもかかわらず、高齢ドライバーが現在の約3倍になると言われております。今までの高齢者と異なり、マイカーを所有する世代が高齢者となり、通勤ではなく医療や福祉、買い物、レジャーに自動車を利用する機会が増え、自動車交通の重要性和問題性の双方が高まると理解いたします。

特に地方では高齢者が70歳を過ぎても運転する割合が高くなり、運転技術が衰えたという自覚があっても、生活の足として車を手放せないからです。高齢者が社会に孤立しないためにも、可能な範囲で車を運転して外に出て行くべきですが、そうすると当然事故の心配も出てきます。こうした人たちに配慮して道路の幅員を少し広く、ゆったりレーンを設ける、道路標識を大型化して見やすくする、視認性の高い信号機を設置するなどの対策が必要です。また、専門家が高齢者の事故対策を講じることも重要です。

もう一つ、最近では電動車いすが普及し、事故が増えています。平成15年3月末、15万8,000台と、普及率はまだ少ないものの、事故はこの10年間で4倍に急増しています。利用者の半数は自動車免許を持たない人で、そうした人たちの事故が圧倒的に

多いのは、やはり交通にかかわる知識と経験が不足していることと、路上に駐車や看板等により歩道を走ることができなくなり、仕方なく車道に出て追突されるといったことが原因と考えられます。そういうたぐいの事故が多いということは、まだまだ交通弱者へのインフラの整備が不十分だと言えます。

事故防止には、実践的な交通安全教育が必要と同時に、バリアフリー等々のメンテナンスが必要です。本市においても、車の普及に合わせて道路事情も随分よくなりましたが、産業の発展を目指すことに主眼を置いて整備が進められてきたと思われ、そのため末端の道路、いわゆる住宅地にある道路の整備は後回しにされてきました。

これまで高度成長期に整備された道路・構造物は、これから老朽化が集中的に進むこととなります。防府市の道路事情をみても、今やメンテナンスの時代に入ったと言われます。建設時点では将来を先取りした考え方を採用しても、一定の期間がたつと以前の道路では機能が果たせず、新規道路が計画されたことも多く、ここ防府でも地域の生活道路は整備が行き届いているとは思えません。

特に今回の一般質問の要旨は、市内の交差点の改良に重きを置きました。なぜならば、交通渋滞や交通事故は道路の交差接続部で起こることが多いからです。これから二、三年のうちにメンテナンスの必要性が起きてきますが、交差点の拡幅、見通し、右折、左折の専用レーンに合わせて専用の信号機の設置等々、地域道路の維持・補修・点検はどのように考えておられるか、執行部の所見をお尋ねいたします。

二、三、例を述べますと、1点目、大道駅西側の交差点、正式路線名は、市道駅北市東線、繁枝旦西線、駅北上り熊線の交差部分については、小学生・中学生や高校生の通学道はもとより、通勤の自家用車が利用する地域の大事な生活道路ですが、交通量が増えた今でも、旧態依然の形態で地域住民をはじめ利用者は大変不便を感じております。そこで、当該交差点を改良し、見通しをよくし、交通の安全性を高める必要があります。

2点目として、華城中央の交差点は、すぐそばに小学校が隣接し、多くの児童が通学道として利用しているほか、当該道路は地域住民の生活道路として、また、他地域を結ぶ重要な連絡道として多くの車両が往来していますが、交差点内の幅員も狭く、特に2号線方面より交差点を右折するときは、頼りはカーブミラーだけです。交通の流れが遮断されています。

危険回避の観点から、信号機の設置は絶対必要であると思っておりますが、所見をお伺いいたします。

最後に3点目は大崎橋の西側を中心として、県道中関港線のバイパスの計画がされていますが、その詳しい情報と、佐波川の左岸・右岸の堤防より計画中のバイパスへの接続は

どのように考えておられますか。今までどおり佐波川の堤防からも出入りが可能と思いますが、ボトルネック状態にならないように、かなり余裕を持った取りつけ道が必要ですが、これから防府市としての取り組みについてお尋ねいたします。

次に2項目めとして、スポーツの振興を取り上げます。

1点目は、テニスコート等施設の充実です。業界の実施した調査によりますと、日本人が行っているスポーツの中で第1位ゴルフ10%、第2位ウォーキング、3位スキー、4位テニス、2位から4位まではそれぞれほぼ7%という結果になっています。ゴルフは中年から老年層、スキーは若年層に集中しているのに対して、テニスは若年層から老年層まで幅広い年齢層にプレーされているのが特徴であります。また、このテニス人口のうち本格的に競技を目指してプレーしている比率は数%で、残りの90%はテニスを楽しんでいる人たちです。この事実からしても、いかにテニスが楽しくすぐれた生涯スポーツであるか、証明されています。

また健康、体力的にもテニスを長年続けていると、身体も心も健康で充実した毎日を過ごせると言っても過言ではありません。テニスは定期的に行えば、何歳になっても体力相応に楽しく行え、生涯スポーツとして最適なスポーツと言えます。

平成17年、朝日新聞が団塊の世代の5,100人にアンケート調査を実施し、「第二の人生で一番やりたいことについては」という問いに対して「趣味に生きる」がトップで、しかも一番関心を持っていることは「健康とスポーツ」との回答でした。アンケートが示すように、いかにスポーツと健康が不可欠であるかということがよくわかります。こういう熟年の方が元気ということは、大いにまちの活性化にもなりますし、医療の削減にも大きく影響すると思います。

本市でもシニアと呼ばれる方がテニスを愛好され、年間を通して人丸コート、向島コートで元気にテニスを楽しんでおられます。現在、防府市内のテニスコートで正式な試合ができるのは、向島運動公園のテニスコートぐらいです。県内の大会を開催するにしても、防府市は県内の中心地に位置し、交通の便も山陽本線の駅あり、山陽自動車道のインターチェンジありと、どこから来ても便利ですが、大きな大会を誘致するにはコートの数等々の面からしてもなかなか難しいと考え、コートの増設を要望したいところですが、場所的なこともありますので、今回は質問を差し控えます。

ちなみに、平成20年、向島運動公園テニスコートで開催されたテニスの大会は、合計36試合が行われ、その経済効果はおおよそ1,000万円と見込んでおります。テニスの大会は6月から9月に行われていますが、待機選手、応援者が控えるスタンドに熱中症や日やけを防ぐためのシェルターを設置してはいかがでしょうか。

2点目として、市内の中学校のクラブ活動へ硬式テニスの導入について質問いたします。全国的にも県内でも中学校のクラブに硬式テニスを採用している学校は少ないと思いますが、逆に高校になると硬式テニスが主流になります。テニスをただ楽しむうちには関係ないのですが、ある程度のレベルを目指すとなると、子どものころからボールになれ親しんでいたほうが有利と言えます。恵まれたコートと指導者のもとで伸び伸びと練習のできるジュニアも最近多くなりましたが、テニスを愛することにかけてはだれにも負けない情熱を持ちながら、いろいろな理由により硬式テニスができない生徒が圧倒的なのです。そんな人たちにも硬式テニスができるよう、公平に門戸を開くべきだと思いますが、いかがでしょうか。

ソフトテニスと硬式テニスの違いは単純にボールの素材が違うように、球の弾み具合にはじまり、したがってスイングの方法等と、いろいろな面で異なります。したがって、中学時代のソフトテニスから高校への、硬式への切りかえる際、硬式になれるまで、初心から始めるより手間暇がかかるのは事実です。それならいっそのこと、将来、県下はもとより日本のテニス界のレベルアップを図るために、中学から硬式テニスを採用したほうが得策かと思いますが、その可能性についてお尋ねいたします。

以上、壇上からの質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 2番、斉藤議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは道路行政についての御質問にお答えいたします。

地域生活道路の改善として、交差点の改良についてお尋ねでございますが、道路交差点は、道路と道路とを連結する通行のかなめとして、市民生活に重要な役割を果たしており、その改良につきましては、道路拡幅や側溝整備などとともに市民の皆様より要望されており、これらの整備に当たっては地域の実情や緊急性、危険性、費用などを総合的に判断し、整備を行っているところでございます。

なお、この交差点改良につきましては、現在、市内各地域より、10件の要望が出されております。平成14年度に市役所西の交差点の改良を行い、また、平成17年度に仁井令交差点の改良を行ってきたところでございます。

また、具体的な事例でお示しをいただきました、市道駅北市東線と市道繁枝旦西線が交差する交差点の改良でございますが、大変狭いことで見通しが悪く、通勤・通学時の通行や市道繁枝旦西線のJR踏切付近において車両が混雑するなど、通行される皆様に御不自由をおかけしておりますことは、よく承知しております。

同付近は既に家屋が連担しているため、早期の改良は困難と考えておりますが、通

勤・通学者や車両の安全を確保するために、市道繁枝旦西線のＪＲ山陽本線が交差する踏切北の未舗装箇所の整備や里道の整備を検討してまいりますので、御理解のほどお願い申し上げます。

次に、華城小学校北の交差点への信号機の設置につきましては、三田尻西浦線は地域における主要な道路でありまして、また、生活道として、小学校児童をはじめ多くの方が利用しておられます。同交差点は狭小で、特に西側は建物により視界が遮られているため、日夜大変な交通量の現状からしましても、交通安全の面において何らかの対策が必要と考えております。前向きに検討してまいりたいと思っております。

次に、県道中関港線と佐波川左岸が交差する部分につきましては、本年度より山口県事業により実施されているところをごさいますて、整備につきましてはさまざまな機会をとらえ、県へ要望してまいりたいと考えております。

残余の御質問につきましては、教育長並びに土木都市建設部長より答弁いたします。

議長（行重 延昭君） ２番、斉藤議員。

２番（斉藤 旭君） ありがとうございます。

まず、大道の交差点の改良、これはただいま待避所を考えたいという回答でございました。私も以前にも一般質問をいたしまして、過去にも要望が出されていたと聞いております。少しは待避所によって利用者の安全性と、それから混雑の解消になると思いますが、１歩前進したものの、まだまだ満足のいく回答とは思っておりません。

今回の質問に際しまして、私はこの交差点において、朝７時から８時半までの通学時間帯に私独自の調査をいたしました。何日か実施いたしましたが、いずれも当該道路の利用者は非常に多いということを改めて感じました。ただ、まだまだ市内の幹線の交差点は大変なところもあると思いますが、しかしながら、今ですんでいたからこれからは我慢を強いるべきではないと思います。地域に即応した対応が必要でありますので、私も腹案も持っておりますけれど、今回はこれで打ち切りといたしますが、これからは引き続き当該交差点の拡幅については要望を続けていきたいと、このように思っております。

それから、華城の交差点の改良、前向きに検討をしていただけるということで、本当にその早期実現を心待ちにしておりますので、よろしく願いをいたします。

それから、県道中関港線についても、先ほど壇上で申し上げましたように、堤防からの出入りがたやすいように、そのような要望を県のほうへしていただけるということでありますので、ぜひお願いをして、この項の質問については終わりたいと思います。

議長（行重 延昭君） 次は、中学校のクラブ活動への硬式テニスの導入について、教育長。

〔教育長 岡田 利雄君 登壇〕

教育長（岡田 利雄君） 中学校部活動硬式テニス部の導入についての御質問にお答えします。

中学校における部活動は、学校教育の一環として、学級や学年を離れ、生徒の自発的・自主的な参加により組織し、展開されるものであり、生徒の心と体の発達や仲間づくりや教科を離れた教員との触れ合いの場にもなり、スポーツや文化及び科学等に親しむことを通しまして、集団の一員としての責任感、連帯感をはぐくまれるものであります。このように部活動は、生徒の心身の成長には欠かすことのできない教育活動であり、防府市内の各中学校においても数多くの部活動が積極的に取り組まれております。

そこで、議員御指摘の中学校の部活動における硬式テニス部の導入についてですが、まず初めに、山口県内の硬式テニス部の設置状況を御説明いたします。

現在、山口県内174校の中学校のうち、43校が山口県中学校体育連盟に硬式テニス部として届け出ています。その43校の中で、学校内で部としての予算措置を行い、教員が顧問として生徒を指導している中学校は5校あります。残りの38校は部として認められてはいるものの、大会などへの参加は教員が臨時的な責任者として、生徒を引率して、参加しています。

続きまして、今年度開催されました「第61回山口県中学校体育大会」への参加状況ですが、団体戦では11校99名が参加し、防府市からは3校21名が出場しています。個人戦では43校116名が参加し、防府市からは5校15名が出場しています。防府市内では、現在5校が山口県中学校体育連盟に硬式テニス部の届け出を行っており、部として認められてはいますが、実際には学校内に適した施設がなく、生徒は近隣のテニスクラブ等に所属して活動しています。

このような状況の中、硬式テニス部の導入については、現在の中学校の実情から考えますと、幾つかの課題があります。

まず、施設面においては、学校内でのコート数の問題や使用するネット及びコート内支柱の改修、コート周辺の広さの確保が必要となり、現状の学校施設での対応について検討が必要となります。次に、顧問となる教員の数や、硬式テニスの指導技術にも課題があり、指導体制について検討を必要とします。

以上のことから、現時点での中学校における硬式テニス部の積極的な導入は困難と思われまます。

議長（行重 延昭君） 2番、斉藤議員。

2番（斉藤 旭君） ありがとうございました。

ただいま中学校のテニスクラブにおいて、積極的な導入は難しいと言われましたが、まず、本市のスポーツの振興ですが、本市は昔からスポーツが盛んでありまして、最近は大道中学校の男子バレー、それから誠英高校のバレー、そして高川学園のサッカー部は全国レベルであります。彼らは小学校のころからボールになれ親しみ、それを継続して、結果、全国のレベルに到達したのだと思います。

中学校のテニスもそういうことで、どちらがいい悪いではなくて、そういう選択肢ができることが一番大事ではなかろうかと思えます。

それで先ほど、教育長さんが硬式テニスの導入については、コート確保等々のことから難しいと回答をいただきましたが、コートが1面もない学校でありながら、かつ全員が初めてラケットを持つという生徒たちが東京都代表として、部創立4年目から8期連続インターハイに出場し、全国のベスト8の成績を残したという事例もあります。

そういうことで、コートがなくてはできないんですけど、コートは現有のソフトテニスと交替しながらもやろうと思えばできないことはないと思いますが、その点について答弁をお願いいたします。

議長（行重 延昭君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） テニスは軟式であれ、硬式であれ大変楽しいものでありまして、私自身も教員時代にその体験をさせていただきましたが、今、御指摘がありましたように、確かに硬式テニス、将来を考えると、このだご味といいますが、これを幼いころから体験しておくことは意味があると思いますけれども、何せ今壇上から申しましたように、施設の面と、それから教員の指導性の問題等々が大きなネックになりまして、あわせて中学生の減少傾向ということで、今ある部をさらに増やすという方向では、現ある部を廃部していかななくてはいけないという問題にぶつかりますので、大変学校としては苦慮しているところだと思えます。

この部活動は、次の教育課程が中学校は平成24年度から全面実施になるわけですが、このたび初めて学習指導要領の中にはっきりと位置づけられました。壇上で申しましたように、「部活動は学校教育の一環」という文字が初めて入ってまいりました。今までは口頭ではそういうことがありましたが、初めて学習指導要領の中学校版の総則の中に、「学校教育の一環」ということがありましたから。

したがって、各学校は学校長さんを主体にして教職員が一つの組織をつくっているわけですが、生徒のニーズ、希望を踏まえながら、「学校教育の一環」でございますので、部活をどうするかということにつきましても、これは校長さんを主体として検討されているわけでございます。学校によっては、軟式のテニスのソフトテニスにかわって硬式

ということも起こりますし、あるいは部員数の関係で、これまでの伝統を踏まえながら、ソフトテニスでないと維持できないという問題がありましょう。結論を申しますと、各学校の校長が主体となって部活をどうするかということを検討する、そういうふうを考えていただきたいと思っています。

なお、新しい学習指導要領では「学校教育の一環として」という文言と、さらに「教育課程との関連が図られるよう留意すること」とありますから、教科・道徳・特別活動等々の関連性も踏まえる、要するに教育課程の編成の最高責任者は学校長でございます。したがって、学校長さんが学校経営の一環として硬式テニスを導入することが子どもたちにとって非常に教育的意味があるというようにお考えになれば、それは全体の意見のまとまったところでそういうふうになる可能性もございますが、全市的に見ましたときには、施設の面と、それから指導者という大きな課題がありますので、なかなか一気にそこに踏み切れないんじゃないかなと思っています。

議長（行重 延昭君） 2番、斉藤議員。

2番（斉藤 旭君） ただいま、いろいろな面で難しいということです。

ただ、指導者の確保ということでございましたが、防府市にもすぐれた指導者がたくさんいらっしゃるわけですので、そういう方もやはりテニスの発展のためには協力をしていただけるのではないかと、そういうことも考えておりますし、例えば、ある程度今まで経験をされた方で実績を残しておられる方、そういう方もボランティアで協力はしていただけるものと思っておりますので、また、これからも御検討いただきますようお願いをいたしまして、この項の質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 次は、スポーツ施設の充実について、土木都市建設部長。

土木都市建設部長（阿部 裕明君） それでは、スポーツ施設の充実についての御質問にお答えいたします。

向島運動公園内のテニスコート観覧席の日よけ対策につきましては、建設当初にシェルターを設置できないかという問題を議論しております。

結果といたしましては、当該地が海辺であり、台風時の風が強いことなどからシェルターの設置を断念し、代替としてテニスコート観覧席付近に樹木を植栽することといたしました。特に秋の紅葉の季節には落ち葉がテニスコート内に散乱することや、台風時の強風により枝折れや倒木が相次いだことなどから、最終的に日よけ対策のための枝の切断や伐採を行ったことなどの経緯がございます。

しかし、現在、テニス協会などの大会を開催運営されるところが、運営者の責任において、観覧席のネットフェンスを利用した簡易の日よけを設置され、利用されているとこ

るもでございます。

いずれにいたしましても、今後こういった方法があるのか、関係団体などと協議を行い、検討してまいりたいと存じます。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 2番、斉藤議員。

2番（斉藤 旭君） それでは1点、お尋ねいたしますが、向島のテニス場ですけど、平成20年度はどのぐらいの利用があったか、それと入場料の収入をお願いいたします。

議長（行重 延昭君） 教育次長。

教育次長（山邊 勇君） テニスコートの利用者数でございますけど、19年度の実績でよろしいでしょうか。

19年度には一般が4万2,793人、学生が1万7,818人、大会での専用利用が7,234人で、合計6万7,845人の方に御利用いただいております。それから、使用料でございますけれど、19年度実績で513万5,680円の収入となっております。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 2番、斉藤議員。

2番（斉藤 旭君） ありがとうございます。今、お聞きしますと、6万7,845人もの方が利用されているということで、絶対にこの日よけは、ぜひとも必要であろうかと思えます。

お聞きいたしますと、建設当時のいきさつもあったようでございまして、確かに風が強いところがございますから、シェルターは難しいかと思えますが、ちょっと腹案を申し上げますと、山側から1面から4面、そして海側、これが5面から10面ですが、山側に関しては主催者側が簡易テントを張っておられるらしいんですけど、これは、そこは芝生でございますから、何かテントをとめる鉄棒も立ちやすいということで、そういうことで対応をしておるようですが、海側のほうは先ほど御答弁いただきましたように、真ん中のほうは何か後ろのフェンスを利用して、そういうテントを張る支柱が立ててあるやに聞いております。

そこで、5面と6面の間に1つと、そして9面と10面の間に1カ所、簡易テントを張るような、支柱が立てられるような穴を掘っていただきたいと。だから風ででも飛ばない、ちょっとした風でももつような、そういう支柱を立てるための固定的な穴を掘ってもらいたいという、そういう強い要望でございます。これも、だから後ろの前側に2本柱を立てて、後ろはフェンスか何かを利用して固定するという、そういった、具体的にはまた詳しいことはテントの長さ、大きさ等もありますから、また検討課題でございますが、そ

ういうことをできるか、どうか、御答弁をお願いします。金額にしてもそんなに高くはない、四、五万円できると思います。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（阿部 裕明君） 現在の使用状況を確認いたしまして、海側の6面につきましては、コート側に一部転落防止のフェンスがついております。また、背後には一面ネットがあるわけで、そのネットと転落防止のさくを利用して、その間に簡易なテントを張られて日よけにされておるとというのが現状でございます。

今、議員の御指摘のように、前面に転落防止のさくがないところについて支柱を立てる方策が、御提案のコンクリートの部分にせん孔というか穴をあけて、そこに支柱を取りつけるという方法も一つの方法だとは考えられますが、具体的にどういう方法が一番いいのかということも、今、穴をあけるということも含めて検討させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（行重 延昭君） 2番、斉藤議員。

2番（斉藤 旭君） 前向きに御検討いただけるということでございますので、大いに期待をして私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（行重 延昭君） 以上で、2番、斉藤議員の質問を終わります。

これをもちまして、通告のありました一般質問はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。次の本会議は、12月22日午前10時から開催いたします。

午後2時26分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成20年12月19日

防府市議会 議長 行 重 延 昭

防府市議会副議長 安 藤 二 郎

防府市議会 議員 田 中 敏 靖

防府市議会 議員 田 中 健 次

